

令和 3 (2021) 年度

医学類履修・学生生活の手引

金沢大学医薬保健学域医学類

目 次

| | |
|------------------------------------|---|
| 1. 4学期制（クォーター制）について | 1 |
| 2. 令和3（2021）年度医薬保健学域医学類授業日程【1年次】 | 2 |
| 3. 令和3（2021）年度医薬保健学域医学類授業日程【2～6年次】 | 3 |

履修の手引き

| | |
|--|----|
| 1. 医学類の学位授与方針（ディプロマポリシー） | 9 |
| 2. 医学類専門教育のカリキュラム概要 | 9 |
| 3. 試験及び成績評価について | 11 |
| 4. 試験に関する定めについて | 11 |
| 5. 進級判定について | 14 |
| 6. 卒業判定について | 17 |
| 7. 基礎研究室配属 | 19 |
| 8. 臨床実習開始前の共用試験 | 19 |
| 9. 臨床実習における抗体検査について | 20 |
| 10. クリニカル・クラークシップ（診療参加型臨床実習）について | 24 |
| 11. MD-PhD コース | 24 |
| 12. メディカルリサーチトレーニング （Medical Research Training（MRT））プログラム | 24 |
| 13. 学生授業アンケート | 24 |
| 14. 優秀学生の表彰制度 | 24 |
| 15. 諸 手 続 | 25 |
| 16. 諸 証 明 | 25 |
| 17. 医師国家試験について | 26 |
| 18. 医師臨床研修について | 26 |
| 19. 金沢大学医薬保健学域規程（抄） | 27 |
| 20. 専門教育科目授業内容について | 37 |

学生生活の手引き

| | |
|------------------------|----|
| 1. 授業料の納入及び免除，奨学金について | 39 |
| 2. アカンサスポータルについて | 39 |
| 3. 掲示について | 39 |
| 4. 住所等について | 39 |
| 5. 学生相談について（アドバイス教員一覧） | 39 |
| 6. 定期健康診断について | 40 |
| 7. 保健管理センター宝町分室について | 40 |

| | |
|---------------------------|----|
| 8. 学生用ロッカーについて | 41 |
| 9. 教育棟設置パソコン, コピー機の使用について | 41 |
| 10. 自習室について | 41 |
| 11. 課外活動について | 42 |
| 12. 医学類福利施設の使用について | 43 |
| 13. 十全講堂, 医学部記念館の使用について | 43 |
| 14. 禁煙について | 43 |
| 15. 自動車通学の禁止について | 43 |
| 16. 医学類医王保護者の会について | 43 |
| 17. 十全同窓会について | 43 |
| 18. しらゆり会について | 44 |
| 19. 海外渡航について | 45 |

附属図書館医学図書館

| | |
|-----------------|----|
| 1. 開館時間 | 47 |
| 2. 休館日 | 47 |
| 3. サービスカウンター | 47 |
| 4. 利用できる資料 | 47 |
| 5. 蔵書検索 | 47 |
| 6. 貸出・返却手続き | 47 |
| 7. 資料の取り寄せについて | 48 |
| 8. 館内資料の複写 | 48 |
| 9. 館内施設の利用 | 48 |
| 10. その他 | 48 |
| [付] 医学図書館フロアマップ | 49 |
| 金沢大学附属図書館利用規程 | 50 |

医学類概要

| | |
|--------------------|----|
| 1. 金沢大学医薬保健学域医学類沿革 | 57 |
| 2. 医薬保健学域機構図 | 62 |
| 3. 研究棟案内図 | 63 |
| 4. 研究分野連絡先 | 68 |
| 5. 学生証解錠可能扉案内図 | 69 |
| [付] 宝町, 鶴間キャンパス案内図 | |

1. 4学期制（クォーター制）について

平成28年度より本学は共通教育を大幅に改革し、これに合わせてこれまでの Semester（前期・後期）制からクォーター制に移行しました。クォーター制とは、前期・後期の授業期間をそれぞれ半分に分け、1つのクォーターは、8週の授業期間からなります。ほとんどの科目は、1週間に1回開講され、8回の授業（8コマ）で終了し、単位数は1単位となります。共通教育科目においては、原則的にクォーター制で授業が行われますが、2年次以降は、授業科目のほとんどが医学類専門教育科目であり、学期はクォーター制に該当しません。

令和3(2021)年度医薬保健学域医学類授業日程【1年次】

(平成28年度以降入学者用)

第1クォーター・第2クォーター

| 曜 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | |
|-----|-----|------|---------|------|-----|-------|-----|----|
| 4 | 28 | 29 | 履修ガイダンス | 学類オリ | 1 | 入学宣誓式 | 3 | Q1 |
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | |
| | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | |
| | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | |
| 5 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 1 | Q2 |
| | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | |
| | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | |
| | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | |
| 6 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | Q3 |
| | 30 | 31 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | |
| | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | |
| 7 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | Q4 |
| | 27 | 28 | 29 | 30 | 1 | 2 | 3 | |
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | |
| | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | |
| 8 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | Q5 |
| | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | |
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | |
| | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | |
| 9 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | Q6 |
| | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | |
| | 29 | 30 | 31 | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | |
| 10 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | Q7 |
| | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | |
| | 26 | 学位授与 | 28 | 29 | 30 | | | |
| | 授業* | | 7.5 | 7.5 | 7.5 | 7.5 | 7.5 | |
| 試験* | | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 回 | |

第3クォーター・第4クォーター

| 曜 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | |
|-----|-------|----------|------|-----|-----|-------|-------|----|
| 10 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 入学宣誓式 | 2 | Q3 |
| | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | |
| | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | |
| | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | |
| 11 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 設営 | 金大祭 | Q4 |
| | 金大祭 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | |
| | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | |
| 12 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | Q5 |
| | 28 | 29 | 30 | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | |
| | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | |
| 1 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | Q6 |
| | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 1 | |
| | 2 | 3 | 4 | 5 | 月 | 7 | 8 | |
| | 9 | 10 | 11 | 金 | 13 | 設営 | 共通テスト | |
| 2 | 共通テスト | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | Q7 |
| | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | |
| | 30 | 31 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | |
| 3 | 13 | TOEIC-IP | 16 | 17 | 18 | 19 | Q8 | |
| | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 前期日程 | | |
| | 27 | 28 | 1 | 2 | 3 | 4 | | 5 |
| | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | | 12 |
| 4 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | Q9 |
| | 20 | 21 | 学位授与 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
| | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | |
| | 授業* | | 7.5 | 7.5 | 7.5 | 7.5 | 7.5 | |
| 試験* | | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 回 | |

授業日
 試験日
 休業日
 長期休暇/休講日
 インターバル*2

- 履修ガイダンス 3/30(火)
- 学類等オリエンテーション 3/31(水)
- 4月期入学宣誓式*1 4/2(金)
- 第1クォーター授業開始 4/5(月)
- 春季キャンパスビジット 5/30(日)
- 医学入門 4/9~4/30(毎金曜)
- 早期医療体験 4/9~6/18(毎金曜)
- 金沢大学開学記念日 5/31(月)
- Q1 補講週間 5/14~5/27の6限(2週間)
- 入学者健康診断 6/8(火)
- 第2クォーター授業開始 6/10(木)
- Q2 補講週間 7/15~7/30の6限(2週間)
- 夏季Webキャンパスビジット 8/3(火)~16(月)
- 秋季キャンパスビジット 9/18(土)・19(日)
- 9月期学位記授与式 9/27(月)

- 10月期入学宣誓式 10/1(金)
- 第3クォーター授業開始 10/1(金)
- 金大祭・医学展 10/30(土)・10/31(日)
- 金大祭設営・撤収 10/29(金)・11/1(月)
- 医学展設営 10/29(金)
- アカデミックスキル、プレゼン・ディベート論 10/4(月)~11/30(火)
- Q3 補講週間 11/9・11/11~11/24の6限(2週間)
- 第4クォーター授業開始 12/8(水)
- 曜日振替日(月曜抜きの講義日) 1/6(木)
- 曜日振替日(金曜抜きの講義日) 1/12(水)
- 共通テスト設営 1/14(金)
- 共通テスト 1/15(土)・1/16(日)
- Q4 補講週間 1/21~2/3の6限(2週間)
- TOEIC-IP(1年次) 2/14(月)・2/15(火)
- 生化学Ⅰ・Ⅱ 2/16(水)~2/21(月)
- 前期日程入試 2/25(金)・2/26(土)
- 学位記・修了証書授与式 3/22(火)

* 授業回数、試験回数は各クォーターにおける開講数を示す。
*1 令和3年度4月の入学宣誓式は例外的に4月2日に挙げる。

*2 インターバルは休講日であるが、試験や補講、集中講義を行うことがある。

令和3(2021)年度 医薬保健学域医学類授業日程【2年次】

| | | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 前期・春学期 自 4月1日(木) 至 8月31日(火) |
|----|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 4月 | 28 4 11 18 25 | 29 5 12 19 26 | 30 6 13 20 27 | 31 7 14 21 28 | 1 8 15 22 29 | 2 9 16 23 30 | 3 10 17 24 | 3月30日(火) 4月1日(木) 5日(月) | 定期健康診断 新2年生学類オリエンテーション 授業開始 |
| 5月 | 2 9 16 23 30 | 3 10 17 24 31 | 4 11 18 25 | 5 12 19 26 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 8 15 22 29 | | |
| 6月 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 8 15 22 29 | 1 9 16 23 30 | 2 10 17 24 25 | 3 11 18 25 26 | 4 12 19 26 | 6月19日(土) | 御遺骨返還式, 合同慰霊祭 |
| 7月 | 4 11 18 25 | 5 12 19 26 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 1 8 15 22 29 | 2 9 16 23 30 | 3 10 17 24 31 | 7月14日(水) 15日(木)~27日(火) 28日(水)~ | 授業終了 定期試験(水曜午前は共通教育授業) 夏季休業 |
| 8月 | 1 8 15 22 29 | 2 9 16 23 30 | 3 10 17 24 31 | 4 11 18 25 | 5 12 19 26 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 8月1日(日)~31日(火) | 夏季休業 |
| 回数 | 14 | 14 | 14 | 13 | 14 | | | | |

| | | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 後期(前半)・秋学期 自 9月1日(水) 至 12月31日(金) |
|-----|---------------------------|---------------------|---------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------|---------------------------------------|--|
| 9月 | 5 12 19 26 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 1 8 15 22 29 | 2 9 16 23 30 | 3 10 17 24 | 4 11 18 25 | 9月1日(水) | 授業開始 |
| 10月 | 3 10 17 24 31 | 4 11 18 25 | 5 12 19 26 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 8 15 22 29 | 9 16 23 30 | 29日(金) 30日(土)~31日(日) | 医学展準備(休講) 医学展 |
| 11月 | 7 14 21 28 | 8 15 22 29 | 9 16 23 30 | 1 10 17 24 | 2 11 18 25 | 3 12 19 26 | 4 13 20 27 | | |
| 12月 | 5 12 19 26 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 8 15 22 29 | 9 16 23 30 | 1 10 17 24 31 | 2 11 18 25 | 12月10日(金) 13日(月)~17日(金) 18日(土)~ | 授業終了 定期試験(水曜午前は共通教育授業) 冬季休業 |
| 回数 | 13 | 13 | 14 | 14 | 14 | | | | |

| | | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 後期(後半)・冬学期 自 1月1日(土) 至 3月31日(木) |
|----|--------------------------|---------------------------|---------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------|---|---|
| 1月 | 2 9 16 23 30 | 3 10 17 24 31 | 4 11 18 25 | 5 12 19 26 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 8 15 22 29 | 1月1日(土)~3日(月) 4日(火) 15日(土)~16日(日) | 冬季休業 授業開始 共通テスト |
| 2月 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 8 15 22 | 1 9 16 23 24 | 2 10 17 24 25 | 3 11 18 25 26 | 4 12 19 26 | 2月10日(木) 11日(金) 24日(木) 25日(金)~26日(土) | 特別選抜試験会場設営(休講)予定 特別選抜試験予定 前期日程試験会場設営, 受験者下見(休講) 前期日程入試 |
| 3月 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 8 15 22 29 | 9 16 23 30 | 1 10 17 24 31 | 2 11 18 25 | 3 12 19 26 | 3月2日(水) 11日(金) 14日(月)~18日(金) 19日(土)~31日(木) | 進級判定会議 授業終了 定期試験 春季休業 |
| 回数 | 8 | 10 | 9 | 8 | 8 | | | | |

回数計 35 37 37 35 36

令和3(2021)年度 医薬保健学域医学類授業日程【3年次】

| | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------|
| 4月 | 28 4 11 18 25 | 29 5 12 19 26 | 30 6 13 20 27 | 31 7 14 21 28 | 1 8 15 22 29 | 2 9 16 23 30 | 3 10 17 24 |
| 5月 | 2 9 16 23 30 | 3 10 17 24 31 | 4 11 18 25 | 5 12 19 26 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 8 15 22 29 |
| 6月 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 1 8 15 22 29 | 2 9 16 23 30 | 3 10 17 24 | 4 11 18 25 | 5 12 19 26 |
| 7月 | 4 11 18 25 | 5 12 19 26 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 8 15 22 29 | 9 16 23 30 | 10 17 24 31 |
| 8月 | 1 8 15 22 29 | 2 9 16 23 30 | 3 10 17 24 31 | 4 11 18 25 | 5 12 19 26 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 |
| 回数 | | 13 | 13 | 12 | 12 | 13 | |

| 前期・春学期 | | 自 | 4月 1日 (木) |
|---------------------|---------------|---|------------|
| | | 至 | 8月 31日 (火) |
| 3月 29日 (月) | 定期健康診断 | | |
| 4月 1日 (水) ~ 4日 (日) | 春季休業 | | |
| 5日 (月) | 授業開始 | | |
| 6月 19日 (土) | 御遺骨返還式, 合同慰霊祭 | | |
| 7月 6日 (火) | 授業終了 | | |
| 7日 (水) ~ 16日 (金) | 定期試験 | | |
| 17日 (土) ~ | 夏季休業 | | |
| 8月 1日 (日) ~ 31日 (火) | 夏季休業 | | |

| | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-----|---------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|---------------------|
| 9月 | 5 12 19 26 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 8 15 22 29 | 9 16 23 30 | 10 17 24 | 4 11 18 25 |
| 10月 | 3 10 17 24 31 | 4 11 18 25 | 5 12 19 26 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 8 15 22 29 | 9 16 23 30 |
| 11月 | 7 14 21 28 | 8 15 22 29 | 9 16 23 30 | 1 8 15 22 | 2 9 16 23 | 3 10 17 24 | 4 11 18 25 |
| 12月 | 5 12 19 26 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 8 15 22 29 | 9 16 23 30 | 10 17 24 31 | 4 11 18 25 |
| 回数 | | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | |

| 後期(前半)・秋学期 | | 自 | 9月 1日 (水) |
|-------------------------|------------|---|-------------|
| | | 至 | 12月 31日 (金) |
| 9月 1日 (水) | 授業開始 | | |
| 29日 (火) ~ | 定期試験 | | |
| 10月 1日 (金) ~ 10月 8日 (金) | 定期試験 | | |
| 11日 (月) ~ 11月 25日 (木) | 基礎研究室配属 | | |
| 29日 (金) | 医学展準備 (休講) | | |
| 30日 (土) ~ 31日 (日) | 医学展 | | |
| 11月 26日 (金) | 臨床講義開始 | | |
| 12月 17日 (金) | 授業終了 | | |
| 18日 (土) ~ 31日 (金) | 冬季休業 | | |

| | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|--------------------------|---------------------------|---------------------|---------------------|----------------------|---------------------|---------------------|
| 1月 | 2 9 16 23 30 | 3 10 17 24 31 | 4 11 18 25 | 5 12 19 26 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 8 15 22 29 |
| 2月 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 8 15 22 | 9 16 23 | 10 17 24 | 11 18 25 | 5 12 19 26 |
| 3月 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 8 15 22 29 | 9 16 23 30 | 10 17 24 31 | 11 18 25 | 5 12 19 26 |
| 回数 | | 7 | 9 | 8 | 7 | 7 | |

| 後期(後半)・冬学期 | | 自 | 1月 1日 (土) |
|--------------------|------------------------|---|------------|
| | | 至 | 3月 31日 (木) |
| 1月 1日 (土) ~ 3日 (月) | 冬季休業 | | |
| 4日 (火) | 授業開始 | | |
| 15日 (土) ~ 16日 (日) | 共通テスト | | |
| 2月 10日 (木) | 特別選抜試験会場設営 (休講) 予定 | | |
| 11日 (金) | 特別選抜試験予定 | | |
| 24日 (木) | 前期日程試験会場設営, 受験者下見 (休講) | | |
| 25日 (金) ~ 26日 (土) | 前期日程入試 | | |
| 3月 2日 (水) | 進級判定会議 | | |
| 4日 (金) | 授業終了 | | |
| 7日 (月) ~ 11日 (金) | 定期試験 | | |
| 12日 (土) ~ 31日 (木) | 春季休業 | | |

回数計 33 35 33 32 33

令和3(2021)年度 医薬保健学域医学類授業日程【4年次】

| | | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 前期・春学期 | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---------------|---------------|
| | | | | | | | | | 自 | 4月1日(木) |
| | | | | | | | | | 至 | 8月31日(火) |
| 4月 | 28 | 29 | 30 | 31 | 1 | 2 | 3 | 4 | 3月30日(火) | 定期健康診断 |
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 4月1日(木) | 授業開始 |
| | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | | |
| | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | | |
| | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | | | |
| 5月 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | | |
| | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | | |
| | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | | |
| | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | |
| | 30 | 31 | | | | | | | | |
| 6月 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | | |
| | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | | |
| | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 6月19日(土) | 御遺骨返還式, 合同慰霊祭 |
| | 27 | 28 | 29 | 30 | | | | | | |
| 7月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | | |
| | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | | |
| | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 7月13日(火) | 授業終了 |
| | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | 14日(水)~ | 定期試験 |
| 8月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | | |
| | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 8月2日(月) | 定期試験 |
| | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 3日(火)~16日(月) | 夏季休業 |
| | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 17日(火)~27日(金) | 定期試験 |
| | 29 | 30 | 31 | | | | | | 30日(月) | 授業開始 |
| 回数 | | 15 | 15 | 13 | 14 | 15 | | | | |

| | | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 後期(前半)・秋学期 | |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----------------|----------------------|
| | | | | | | | | | 自 | 9月1日(水) |
| | | | | | | | | | 至 | 12月31日(金) |
| 9月 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 9月11日(土)~12日(日) | OBT試験 |
| | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 19日(日) | Pre-CC OSCE試験 |
| | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 21日(火)~ | チュートリアル・TBL(診断学実習) |
| | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | | | | |
| 10月 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 10月1日(金)~8日(金) | チュートリアル・TBL(診断学実習) |
| | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | | |
| | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 20日(水) | 進級判定会議 |
| | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 29日(金) | 医学展準備(休講) |
| | 31 | | | | | | | | 30日(土)~31日(日) | 医学展 |
| 11月 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 11月8日(月) | 必修臨床実習(コア・ローテーション)開始 |
| | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | | |
| | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | | |
| | 28 | 29 | 30 | | | | | | | |
| 12月 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 12月24日(金) | 必修臨床実習(コア・ローテーション)終了 |
| | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 25日(土)~31日(金) | 冬季休業 |
| | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | | |
| | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | |
| 回数 | | 15 | 15 | 16 | 16 | 16 | | | | |

| | | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 後期(後半)・冬学期 | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----------------|----------------------|
| | | | | | | | | | 自 | 1月1日(土) |
| | | | | | | | | | 至 | 3月31日(木) |
| 1月 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 1月1日(土)~10日(月) | 冬季休業 |
| | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 11日(火) | 必修臨床実習(コア・ローテーション)開始 |
| | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 15日(土)~16日(日) | 共通テスト |
| | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | |
| | 30 | 31 | | | | | | | | |
| 2月 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 2月10日(木) | 特別選抜試験会場設営 |
| | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 11日(金) | 特別選抜試験予定 |
| | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 24日(木) | 前期日程試験会場設営, 受験者下見 |
| | 27 | 28 | | | | | | | 25日(金)~26日(土) | 前期日程入試 |
| 3月 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 3月25日(金) | 必修臨床実習(コア・ローテーション)終了 |
| | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 26日(土)~31日(木) | 春季休業 |
| | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | | |
| | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | | |
| 回数 | | 9 | 11 | 10 | 11 | 10 | | | | |

回数計 39 41 39 41 41

令和3(2021)年度 医薬保健学域医学類授業日程【5年次】

| | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 4月 | 28 4 11 18 25 | 29 5 12 19 26 | 30 6 13 20 27 | 31 7 14 21 28 | 1 8 15 22 29 | 2 9 16 23 30 | 3 10 17 24 |
| 5月 | 2 9 16 23 30 | 3 10 17 24 31 | 4 11 18 25 | 5 12 19 26 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 8 15 22 29 |
| 6月 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 1 8 15 22 29 | 2 9 16 23 30 | 3 10 17 24 | 4 11 18 25 | 5 12 19 26 |
| 7月 | 4 11 18 25 | 5 12 19 26 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 1 8 15 22 29 | 2 9 16 23 30 | 3 10 17 24 31 |
| 8月 | 1 8 15 22 29 | 2 9 16 23 30 | 3 10 17 24 31 | 4 11 18 25 | 5 12 19 26 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 |
| 回数 | 17 | 17 | 16 | 15 | 16 | | |

| 前期・春学期 | 自 | 4月1日(木) |
|----------------|---|----------------------|
| | 至 | 8月31日(火) |
| 3月29日(月) | | 定期健康診断 |
| 4月1日(水)～4日(日) | | 春季休業 |
| 5日(月) | | 必修臨床実習(コア・ローテーション)開始 |
| 6月19日(土) | | 御遺骨返還式, 合同慰霊祭 |
| 7月30日(金) | | 必修臨床実習(コア・ローテーション)終了 |
| 31日(土)～ | | 夏季休業 |
| 8月1日(日)～29日(日) | | 夏季休業 |
| 30日(月) | | 必修臨床実習(コア・ローテーション)開始 |

| | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-----|---------------------------|---------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------|---------------------|
| 9月 | 5 12 19 26 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 1 8 15 22 29 | 2 9 16 23 30 | 3 10 17 24 | 4 11 18 25 |
| 10月 | 3 10 17 24 31 | 4 11 18 25 | 5 12 19 26 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 8 15 22 29 | 9 16 23 30 |
| 11月 | 7 14 21 28 | 8 15 22 29 | 1 8 15 22 29 | 2 9 16 23 30 | 3 10 17 24 | 4 11 18 25 | 5 12 19 26 |
| 12月 | 5 12 19 26 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 1 8 15 22 29 | 2 9 16 23 30 | 3 10 17 24 | 4 11 18 25 |
| 回数 | 15 | 15 | 16 | 16 | 16 | | |

| 後期(前半)・秋学期 | 自 | 9月1日(水) |
|---------------|---|-----------------------------|
| | 至 | 12月31日(金) |
| 10月22日(金) | | 必修臨床実習(コア・ローテーション)終了 |
| 25日(月) | | 必修臨床実習(サブ・スペシャリティローテーション)開始 |
| 29日(金) | | 医学展準備(休講) |
| 30日(土)～31日(日) | | 医学展 |
| 12月24日(金) | | 必修臨床実習(サブ・スペシャリティローテーション)終了 |
| 25日(土)～31日(金) | | 冬季休業 |

| | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-----|--------------------------|---------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 1月 | 2 9 16 23 30 | 3 10 17 24 31 | 4 11 18 25 | 5 12 19 26 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 8 15 22 29 |
| 2月 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 1 8 15 22 29 | 2 9 16 23 30 | 3 10 17 24 | 4 11 18 25 | 5 12 19 26 |
| 3月 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 8 15 22 29 | 9 16 23 30 | 1 8 15 22 29 | 2 9 16 23 30 | 3 10 17 24 31 |
| 回数 | 10 | 10 | 9 | 10 | 9 | | |
| 回数計 | 42 | 42 | 41 | 41 | 41 | | |

| 後期(後半)・冬学期 | 自 | 1月1日(土) |
|---------------|---|-----------------------------|
| | 至 | 3月31日(木) |
| 1月1日(土)～9日(日) | | 冬季休業 |
| 11日(火) | | 必修臨床実習(サブ・スペシャリティローテーション)開始 |
| 15日(土)～16日(日) | | 共通テスト |
| 2月10日(木) | | 特別選抜試験会場設営 |
| 11日(金) | | 特別選抜試験予定 |
| 24日(木) | | 前期日程試験会場設営, 受験者下見 |
| 25日(金)～26日(土) | | 前期日程入試 |
| 3月18日(金) | | 必修臨床実習(サブ・スペシャリティローテーション)終了 |
| 19日(土)～31日(木) | | 春季休業 |

令和3(2021)年度 医薬保健学域医学類授業日程【6年次】

| | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 4月 | 28 4 11 18 25 | 29 5 12 19 26 | 30 6 13 20 27 | 31 7 14 21 28 | 1 8 15 22 29 | 2 9 16 23 30 | 3 10 17 24 |
| 5月 | 2 9 16 23 30 | 3 10 17 24 31 | 4 11 18 25 | 5 12 19 26 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 8 15 22 29 |
| 6月 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 1 8 15 22 29 | 2 9 16 23 30 | 3 10 17 24 | 4 11 18 25 | 5 12 19 26 |
| 7月 | 4 11 18 25 | 5 12 19 26 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 1 8 15 22 29 | 2 9 16 23 30 | 3 10 17 24 31 |
| 8月 | 1 8 15 22 29 | 2 9 16 23 30 | 3 10 17 24 31 | 4 11 18 25 | 5 12 19 26 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 |
| 回数 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 15 | |

| 前期・春学期 | 自 4月 1日 (木) 至 8月 31日 (火) |
|--|--------------------------------------|
| 3月 31日 (水) 4月 1日 (水) ~ 4日 (日) 5日 (月) | 定期健康診断 春季休業 選択臨床実習(エレクトティブ) 開始 |
| 6月 19日 (土) | 御遺骨返還式, 合同慰霊祭 |
| 7月 16日 (金) 17日 (土) ~ | 必修臨床実習(エレクトティブ) 終了 夏季休業 |
| 8月 1日 (日) ~ 31日 (火) | 夏季休業 |

| | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-----|---------------------------|---------------------|---------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------|---------------------|
| 9月 | 5 12 19 26 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 8 15 22 29 | 9 16 23 30 | 10 17 24 | 4 11 18 25 |
| 10月 | 3 10 17 24 31 | 4 11 18 25 | 5 12 19 26 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 8 15 22 29 | 9 16 23 30 |
| 11月 | 7 14 21 28 | 8 15 22 29 | 9 16 23 30 | 1 8 15 22 29 | 2 9 16 23 30 | 3 10 17 24 | 4 11 18 25 |
| 12月 | 5 12 19 26 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 8 15 22 29 | 9 16 23 30 | 10 17 24 31 | 4 11 18 25 |
| 回数 | 14 | 15 | 15 | 15 | 15 | | |

| 後期(前半)・秋学期 | 自 9月 1日 (水) 至 12月 31日 (金) |
|---|------------------------------|
| 9月 1日 (火) ~ 10月 29日 (木) 6日 (月) ~ 16日 (木) | 総括講義 公衆衛生学Ⅱ |
| 10月 9日 (土) ~ 10日 (日) | Post-CC OSCE |
| 29日 (金) 30日 (土) ~ 31日 (日) | 医学展準備(休講) 医学展 |
| 11月 4日 (木) ~ 5日 (金) | 統合臨床試験Ⅰ |
| 12月 2日 (木) ~ 3日 (金) | 統合臨床試験Ⅱ |
| 12月 18日 (土) ~ 31日 (金) | 冬季休業 |

| | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|--------------------------|---------------------------|---------------------|---------------------|----------------------|---------------------|--------------------------|
| 1月 | 2 9 16 23 30 | 3 10 17 24 31 | 4 11 18 25 | 5 12 19 26 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 1 8 15 22 29 |
| 2月 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 1 8 15 22 | 2 9 16 23 | 3 10 17 24 | 4 11 18 25 | 5 12 19 26 |
| 3月 | 6 13 20 27 | 7 14 21 28 | 8 15 22 29 | 9 16 23 30 | 10 17 24 31 | 11 18 25 | 12 19 26 |
| 回数 | 9 | 12 | 11 | 10 | 10 | | |

| 後期(後半)・冬学期 | 自 1月 1日 (土) 至 3月 31日 (木) |
|--|---|
| 1月 1日 (土) ~ 3日 (月) 5日 (水) 15日 (土) ~ 16日 (日) | 冬季休業 卒業判定会議 共通テスト |
| 2月上旬 10日 (木) 11日 (金) 24日 (木) 25日 (金) ~ 26日 (土) | 医師国家試験(7月頃に日程決定) 特別選抜試験会場設営(休講)予定 特別選抜試験予定 前日程試験会場設営, 受験者下見(休講) 前日程入試 |
| 3月 22日 (火) | 学位記授与式 |

回数計 37 41 40 39 40

履 修 の 手 引 き

1. 医学類の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

以下の URL に掲載されています。

<https://www.kanazawa-u.ac.jp/education/educational/policy/diploma/m>

2. 医学類専門教育のカリキュラム概要

医学類においては、1年次のほとんどの時間及び2年次の一部の時間において共通教育科目（別表第1および別表第2（P.33～34））を履修することができます。3年次に進級するためには2年次末までに必要な共通教育科目をすべて修得することが求められます。

専門教育科目（別表第4（P.35～36））は、1年次から始まり、2年次以降のほぼすべての授業は専門科目です。前半に主として基礎医学を、後半に主として臨床医学を学びます（P.10 医学類カリキュラム概要図参照）。

4～6年次に行われる臨床実習は、金沢大学附属病院及び関連病院の外来、病棟で行われます。医学教育は人権・個人情報に関する事柄を含むため、その言動には十分気をつけてください。

1年次～4年次には、上級学年への進級の判定が行われます。

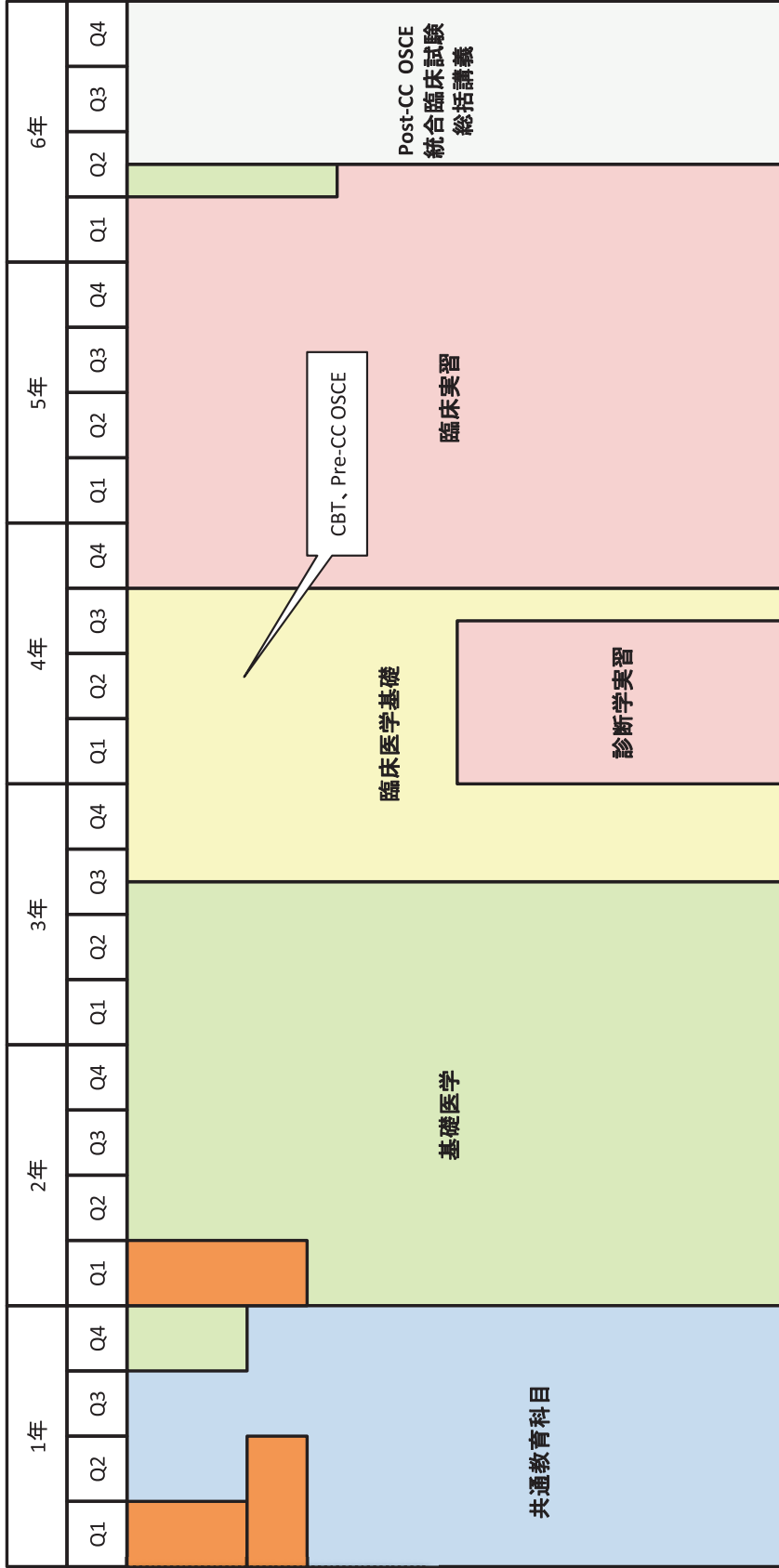
在学年限と休学年限には制限があります（医薬保健学域規程第2章 P.27～28参照）。

4年次後半に全国共用試験を受験し、知識と技術を評価されます。6年秋には学内の統合臨床試験及び臨床実習後（Post-CC）OSCEを受け、2月の医師国家試験に備えます。

なお、共通教育科目および専門教育科目ともに、1コマ90分の授業です（右表）。

| 時限 | 時刻 |
|----|-------------|
| 1 | 8:45～10:15 |
| 2 | 10:30～12:00 |
| 3 | 13:00～14:30 |
| 4 | 14:45～16:15 |
| 5 | 16:30～18:00 |

医学類カリキュラム概要図



- 共通教育科目**
- ・GS科目
 - ・語学(英語)
 - ・導入科目
 - ・理系基礎科目
 - 物理
 - 化学
 - 数学

- 医学入門**
- ・医学入門
 - ・早期医療体験
 - ・プロフェッショナルリズム
 - ・社会科学・行動科学
 - ・医薬保健学基礎
 - ・生命情報科学
 - ・アカデミックススキル
 - ・プレゼン・ディベート論
 - など

- 基礎医学**
- ・解剖学
 - ・生化学
 - ・生理学
 - ・薬理学
 - ・ウイルス学
 - ・細菌学
 - ・医学英語

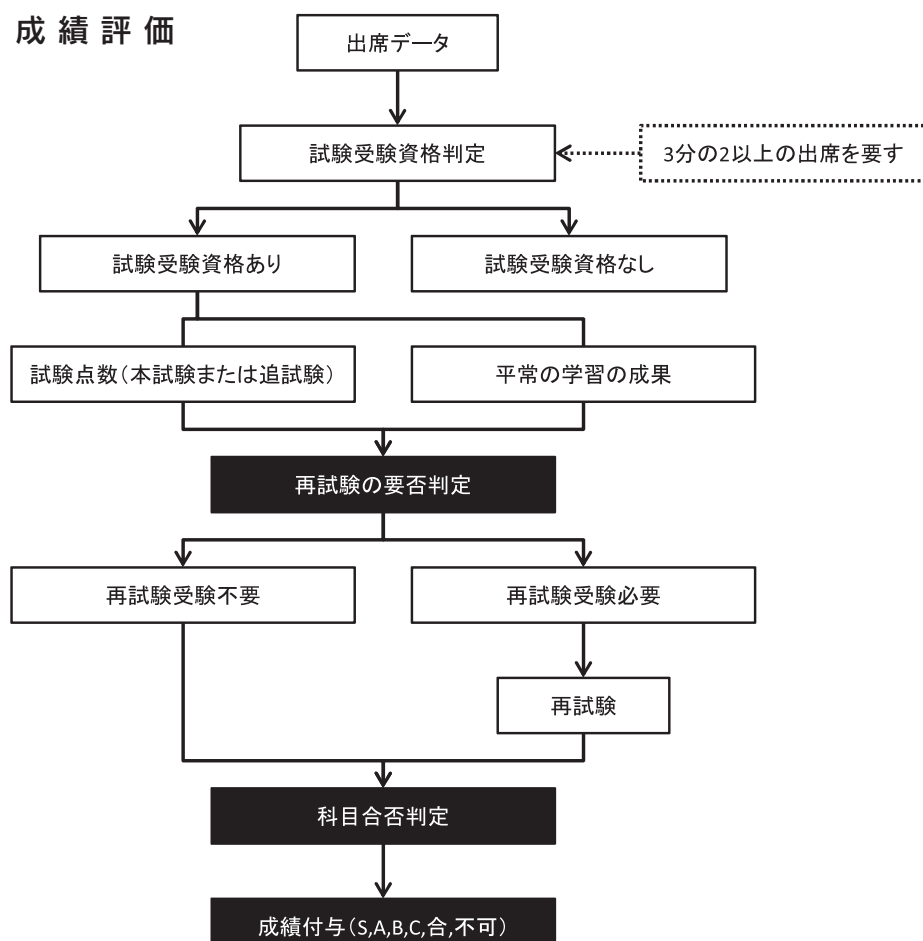
- 臨床医学基礎**
- ・寄生虫学
 - ・病理学
 - ・衛生学
 - ・公衆衛生学
 - ・法医学
 - ・基礎研究室配属
 - など

- 臨床実習**
- ・内科
 - ・外科
 - ・産婦人科
 - ・小児科
 - など

3. 試験及び成績評価について

試験は、通常各授業の終了する学期末に行われます。受験する際には、試験細則(P.11 4.を参照)に定められた手続きが必要です。成績不良や欠席等で不合格となった場合は、原則として次年度以降に再受験しなくてはなりません。

成績評価



4. 試験に関する定めについて

－金沢大学医薬保健学域医学類試験細則－

第1条（目的） この細則は、医学類専門課程の試験について定める。

第2条（試験期日） 試験は原則として、各授業の終了学期末に行うものとし、その日程は、当該科目担当教員とクラス代表が協議をして定める。

第3条（受験申請手続） 試験を受けようとする学年は、クラス代表が学年を代表し、当該科目担当教員の承認を得て、試験受験申請書（当該学生名簿添付）を、試験期日の1週間前までに医学類長に提出しなければならない。

第4条（公示） 試験受験申請が提出された場合は、掲示により通知しなければならない。

第5条（試験） 試験は、医薬保健学域規程別表第4に規定する医学類の授業科目について行う。ただし、原則として、授業回数の3分の2以上出席しなければ、受験することができないものとする。

2 前項にかかわらず、授業回数の半分以上出席し、かつ、半分以上出席した回数と次の各号に定め

る事由により欠席した回数の合計数が3分の2以上となる場合は、科目責任者は、欠席授業回数に相当する補講やレポートの提出等の措置により、試験を受験させることができる。なお、学生は、医師の診断書又は理由書を添付して届け出るものとする。

(1) 病気、不慮の事故その他やむを得ない事由のある場合。ただし、予め予定されている手術等の治療を受けることによる欠席は、事前に該当科目責任者に相談しなければならない。

(2) 開講期間が複数の学年にわたる科目を履修しなければならない場合において、2年次編入学生及び理系後期一括入試入学生等、制度上、一部の受講ができない場合。

(3) 直系血族及び兄弟姉妹の忌引きの場合。

3 前項にかかわらず、金沢大学感染予防・対策委員会の定める「感染症の予防及び感染症の患者に関する連絡等対応マニュアル」の別表の感染症に罹患し欠席をした場合、及び「台風等非常時における授業・学期末試験等の取扱い」による休講の場合は、科目責任者は補講やレポート等、学生の不利益にならないように対応しなければならない。

4 原則として、正当な理由のない15分以内の遅刻および早退3回で欠席1日とし、15分以上の遅刻・早退は欠席と計算するものとする。

5 病気、不慮の事故その他やむを得ない事由により所定の試験を欠席した者については、願い出により追試験を行うことができる。

第6条（追試験） 病気・不慮の事故その他やむを得ない理由により試験に欠席する者及び欠席した者は、当該科目担当教員の承認を得て、追試験受験願（医師の診断書又は理由書添付）を、原則として試験期日後1週間以内に医学類長に提出しなければならない。

第7条（受験資格の無い者） 出席不良等により、受験が認められない場合は、当該科目担当教員から、事務部を通じて本人に通知する。

第8条（試験の無届欠席） 無断で試験に欠席した場合は、当該科目を不合格とする。

第9条（不合格者の取扱い） 不合格者は、原則として次年度以降でなければ当該科目を再受験できない。

第10条（成績評価の疑義申し立て） 成績評価の疑義申し立てに関する事項は金沢大学履修規程第16条に定めるもののほか、医薬保健学域規程第21条に基づき、本条の定めるところによる。

2 成績評価の疑義申し立てがあった場合は、教育委員会委員長（以下「委員長」という。）が対応するものとする。ただし、委員長が疑義申し立てを受けた科目の担当教員である場合は、学生支援委員会委員長が務めるものとする。

3 委員長は、成績評価の疑義申し立てを受けた科目の担当者からの回答に疑義があると判断した場合は、教育委員会の協議によって必要な対応をとるものとする。ただし、委員長は、必要と認めた場合は、委員長及び委員長が指名する教育委員会委員の3名以上で構成する小委員会にて協議することができる。

附 則

1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成29年5月8日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成30年4月4日から施行し、在学する全学生に適用する。

附 則

1 この細則は、令和3年4月1日から施行し、在学する全学生に適用する。

－試験等に関する申合せ－

1 試験の成績評価について

- (1) 試験の成績は、100点満点とし、60点以上を合格、60点未満を不合格とする。
- (2) 合格の場合の標語（証明書用）は、次のとおりとする。

| 評語 | 学修達成度 | 判定 | 内 容 | GP |
|----|------------|----|-----------------------------------|-----|
| S | 90%以上 | 合格 | 学習目標を十分に達成したものと認められ、特に優れた成績を示す | 4点 |
| A | 80%以上90%未満 | 合格 | 学習目標を達成したものと認められ、優れた成績を示す。 | 3点 |
| B | 70%以上80%未満 | 合格 | 学習目標の根幹的な部分は達成したものと認められ、妥当な成績を示す。 | 2点 |
| C | 60%以上70%未満 | 合格 | 学習目標の最低限は達成できたと認められる成績を示す。 | 1点 |
| 合 | 60%以上 | 合格 | 学習目標の最低限以上は達成できたと認められる成績を示す。 | 対象外 |
| 不可 | 60%未満 | 不可 | | 0点 |
| 否 | 60%未満 | 不可 | | 対象外 |

GP (Grade Point) : GPA (Grade Point Average) を算出するための基礎点です。

2 再試験について

- (1) 正規の試験及び追試験については、原則として再試験を行わないものとする。ただし、授業科目担当教員がやむを得ないと認めた場合は、1科目について1回に限り行うことができるものとする。
- (2) 再試験を行う場合は、受験申請書の提出を要しないものとする。

3 中間試験について

- (1) 中間試験の結果は、当該授業科目(研究分野)における最終判定の資料とする。
- (2) 中間試験を行う場合は、金沢大学医薬保健学域医学類試験細則に定める諸手続き(申請, 評価の提出, 発表等)を要しない。

4 試験結果の発表について

- (1) 試験結果の発表は、授業科目担当教員の依頼に基づき医学学務係前の掲示板等で行うものとする。
- (2) 試験の中間発表は、合格者のみを同掲示板等で行い、合格者以外への連絡は、各授業科目担当教員(研究分野)が行うものとする。

5 不合格科目等の履修(卒業試験を除く。)について

- (1) 進級できなかった学生(以下「留年生」という。)は、不合格科目について次年度以降に再度履修し、試験を受けなければならない。
- (2) 留年生は、合格した科目についても、次年度以降に授業に出席しなければならない。ただし、実習、基礎研究室配属は除く。(授業担当教員が認めた場合は、実習等への出席を可能とする。)
- (3) 第3年次への仮進級学生(第2年次での成績保留の科目が1科目の学生)及び第4年次への仮進級学生(第3年次での成績保留の科目が2科目以内の学生)は、当該保留科目について、履修せず、試験のみ受験することができるものとする。

なお、この試験は、学期の途中で行うことができるものとする。

- (4) 第5年次へ進級できなかった者は第4年次の科目をすべて履修し、不合格科目の試験及びCBTとOSCE(P.19 8.を参照)を受験する。なお、進級要件は医薬保健学域医学類進級内規第5条に準ずる。

6 出席確認等について

- (1) 各授業科目担当教員は、学生（留年生を含む。）の出席確認を行うものとする。
- (2) 各授業科目担当教員は、出席不良の学生（留年生を含む。）がいる場合は、当該学生氏名を医学学務係に届け出るものとし、当該学生に対する個別指導は、クラス担任が行うものとする。

附 則

この申合せは、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和3年4月1日から施行する。

5. 進級判定について

－ 医薬保健学域医学類進級内規－

(趣 旨)

第1条 この内規は、金沢大学医薬保健学域規程第6条第2項の規定に基づき、医学類の学生の進級に関し必要な事項を定める。

(第2年次への進級要件)

第2条 金沢大学医薬保健学域規程（以下「規程」という。）別表第1に定める共通教育科目を36単位以上修得できなかった場合は、先に不合格となった共通教育科目を履修するため、第2年次で専門教育科目を履修できないものとする。

ただし、第2年次において、専門教育科目を履修した場合でも、必要な共通教育科目を履修する時間が確保される場合は、この限りではない。

2 転学類生及び理系一括入試進学生は、規程別表第1に定める基礎科目を履修することは要しない。

また、第2年次編入学生は規程別表第1の規定にかかわらず、本学の卒業に必要な共通教育科目を全て履修したものとみなして、一括認定する。

(第3年次への進級要件（第2年次編入学者、転学類生及び理系一括入試進学生を含む）)

第3条 金沢大学医薬保健学域規程（以下「規程」という。）別表第1に定める共通教育科目の全単位を修得し、かつ別表第4に定める授業科目のうち、次の表に掲げる授業科目の全単位を修得しなければ、第3年次の授業科目を履修できないものとする。

ただし、当該表に掲げる授業科目のうち、成績保留とされた科目が1科目である場合は、履修できるものとする。なお、医学英語については、医学類で定める英語外部検定試験未受験に限った成績保留とする。

| 区 分 | 授 業 科 目 | 備 考 |
|------------|-------------------|-------------------------------|
| 学域 GS 科目 | 医薬保健学基礎Ⅰ* | *は第2年次編入学者、転学類生及び理系一括入試進学生を除く |
| | 医薬保健学基礎Ⅱ* | |
| | 生命情報科学Ⅰ | |
| | 生命情報科学Ⅱ | |
| | アカデミックスキル* | |
| | プレゼン・ディベート論* | |
| 学域 GS 言語科目 | 学域 GS 言語科目Ⅰ(医学英語) | |
| | 学域 GS 言語科目Ⅱ(医学英語) | |

| 区 分 | 授 業 科 目 | 備 考 |
|----------|-------------|-----------------------------|
| 学類専門基礎科目 | 医学入門 | 第2年次編入学者、転学類生及び理系一括入試進学生を除く |
| | 早期医療体験 | |
| | プロフェッショナリズム | |
| | 社会科学・行動科学 | |
| 基 礎 医 学 | 人体解剖学 | |
| | 組織学 | |
| | 神経解剖学 | |
| | 発生学 | |
| | 生化学 I | |
| | 生化学 II | |

- 2 第2年次編入学生、転学類生及び理系一括入試進学生は、医薬保健学基礎 I、II、アカデミックスキル、プレゼン・ディベート論、医学入門及び早期医療体験については、履修したものとみなして、単位を認定する。
- 3 本条第1項及び第3項に定めるもののほか、別表第4に定める第2年次の授業科目（第1項の表に掲げる授業科目を除く。）について、出席不良により受験が認められなかった場合は、第3年次授業科目を履修できないものとする。
- 4 第1項の表に掲げる授業科目の単位のうち、不合格の科目がある場合は、他の成績保留とされた科目も不合格とする。

（第4年次への進級要件（第2年次編入学者、転学類生及び理系一括入試進学生を含む））

第4条 規程別表第4に定める授業科目のうち、次の表に掲げる授業科目の全単位を修得しなければ、第4年次の授業科目を履修できないものとする。

ただし、当該表に掲げる授業科目及び前条第1項に掲げる授業科目のうち、成績保留とされた科目が合計で2科目以内である場合は、履修できるものとする。

| 区 分 | 授 業 科 目 | 備 考 |
|---------|------------|-----|
| 基 礎 医 学 | 器官生理学 | |
| | 神経生理学 | |
| | 薬理学 | |
| | 動物実験と再生医学 | |
| | 遺伝学 | |
| | 病理学 I | |
| | 病理学 II | |
| | ウイルス感染学 | |
| | 細菌感染学 | |
| | 寄生虫学 | |
| | 免疫学 | |
| | 衛生・公衆衛生学 I | |
| | 法医学 I | |
| | 国際保健学 | |
| 基礎研究室配属 | | |

- 2 前項の第4年次への進級に必要な授業科目の単位のうち、不合格の科目がある場合は、他の成績保留とされた科目も不合格とする。
- 3 第4年次への進級判定は、3月に行うものとし、3年次に開講する臨床医学基礎の授業科目を履修することは妨げない。また、この間に受けた試験の結果等の評価は次年度以降の評価に持ち越すことができる。

(第5年次への進級要件(第2年次編入学者、転学類生及び理系一括入試進学生を含む))

第5条 前2条に定める単位をすべて修得し、かつ規程別表第4に定める授業科目のうち、次の表に掲げるすべての授業科目及び共用試験(CBT及びOSCE)に合格しなければ、臨床実習の授業科目を履修できないものとする。

- 2 前項に定める共用試験(CBT)の合格基準は、公益社団法人 医療系大学間共用試験実施評価機構の能力値(IRT)400以上とする。
- 3 共用試験(CBT及びOSCE)の成績は、受験した当該年度のみ有効とし、次年度に持ちこして利用することはできないものとする。

| 区 分 | 授 業 科 目 | 備 考 |
|-------------|------------|-----|
| 臨床基礎医学 | 診断学実習 | |
| | 医の倫理と医療法規 | |
| | 臨床医学の共通基盤 | |
| | 臨床検査医学 | |
| | 画像診断学 | |
| | 小児科学 | |
| | 臨床遺伝学 | |
| | 感染症学 | |
| | 腫瘍学 | |
| | 免疫・アレルギー学 | |
| | 血液学 | |
| | 神経精神科学 | |
| | 脳神経・感覚器学 | |
| | 脳神経内科学 | |
| | 循環器学 | |
| | 呼吸器学 | |
| | 栄養・消化器学 | |
| | 生殖・胎生・周産期 | |
| | 腎臓学 | |
| | 泌尿器学 | |
| | 皮膚・結合織・膠原病 | |
| | 運動器 | |
| | 内分泌・代謝学 | |
| | 麻酔・集中治療医学 | |
| 臨床薬理学 | | |
| 歯科口腔外科学 | | |
| 救急・災害医学 | | |
| 総合診療学・地域医療学 | | |

- 4 第5年次への進級判定については、共用試験(CBT及びOSCE)の結果が判明する10月の末日までに行うものとする。

(第6年次への進級要件(第2年次編入学者、転学類生及び理系一括入試進学生を含む))

第6条 臨床実習(必修)の授業態度(出席状況を含む)が著しく悪いものは、教育委員会の意見を参考にし、医学類長が判断し、6年次に進級できない場合がある。

(休学した場合の措置)

第7条 休学した場合は、原則としていずれの学年も進級は不可とする。ただし、同一の学年の在学期間が1年以上で、かつ休学を除いた期間において、第2条から第4条までに定める各授業科目の単位を修得した場合に限り、進級を許可することがある。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年3月7日から施行する。

なお、平成23年5月1日に在学する3年次編入学者については、従前の例による。

附 則

この内規は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年9月7日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第5条第2項については、2022年度以降の4年生から適用する。

附 則

- 1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項については、2020年度以降の2年生から適用する。

附 則

- 1 この内規は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の第3条1項については、令和3年3月31日に在学する全学年に適用する。

6. 卒業判定について

－卒業判定についての申合せ－

1. 卒業判定の時期は、原則として1月とする。
2. 卒業には、医薬保健学域規程別表第1に定める卒業に必要な単位を修得する必要がある。
3. 臨床実習（必修）の評価
 - (1) 臨床実習（必修）学習評価表による学習達成度評価、レポート評価点等に基づいて100点満点で評価する。評価において、保留の評語は用いない。
 - (2) 臨床実習（必修）各授業科目の担当教員は、担当臨床実習（必修）科目の成績評価を3月末ま

で、医学学務係へ提出する。

4. 選択臨床実習科目の評価

- (1) 実習レポートなどの提出物、統合臨床試験及び Post-CC OSCE によって、評価する。本科目の可否判定はシラバスに記載の判定基準に従う。
- (2) 統合臨床試験は、11月と12月の2回実施し、Post-CC OSCE は7月から10月までの期間に1回実施する。
- (3) 統合臨床試験及び Post-CC OSCE の受験には、臨床実習（必修）全科目に合格している必要がある。
- (4) 統合臨床試験及び Post-CC OSCE の合格には、授業科目のうち公衆衛生学Ⅱ及び法医学Ⅱに合格している必要がある。
- (5) 9月、10月に実施する総括講義において1/3以上の欠席がある場合には、第2回統合臨床試験の受験を認めない。
- (6) 統合臨床試験の再試験・追試験は実施しない。

統合臨床試験を1回受験しなかった場合、その理由に特別の理由があると教育委員会が判定した場合は、受験した統合卒業試験でのz値から0.2を引いた値を欠席した統合臨床試験でのz値とみなす。

統合臨床試験を1回受験しなかった場合で、前段にあてはまらない場合は、受験した統合臨床試験でのz値から2.0を引いた値を欠席した統合卒業試験でのz値とみなす。

注釈：統合臨床試験の合格基準

統合臨床試験の成績を平均値 + z \times 偏差値で表示した場合に2回の試験のz値の平均値が2.0以上、あるいは2回の試験の素点（100点満点）の平均値が60点以上である時に合格と判定する（シラバスより）。

- (7) Post-CC OSCE において、病気、不慮の事故その他やむを得ない事由により試験を欠席した場合については、追試験を1回行うことができる。
- (8) 実習の評価は合格であったが、統合臨床試験が不合格のため、「臨床実習（選択必修）」科目が不合格であった場合は、次年度以降は実習を免除とする。ただし、Post-CC OSCE が不合格の場合は、臨床実習（選択必修）を履修するものとする。なお、左記の事由による留年者については、総括講義の出席については任意とする。

5. 卒業不可の場合の次年度の履修

次年度に不合格となった科目を履修する。ただし、臨床実習（必修）科目が不合格となった（遅くとも5月末までに成績評価を通知する）6年次学生は、その年度内に臨床実習（必修）不合格科目を再履修し、合格の上、統合臨床試験及び Post-CC OSCE の受験を認める。

附 則

この申合せは、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成20年4月1日から施行し、在学する全学年に適用する。

附 則

この申合せは、平成23年4月1日から施行し、在学する全学年に適用する。

附 則

この申合せは、平成25年4月1日から施行し、在学する全学年に適用する。

附 則

この申合せは、平成27年4月1日から施行し、在学する全学年に適用する。

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から施行し、在学する全学年に適用する。

附 則

この申合せは、平成29年11月1日から施行し、在学する全学年に適用する。

附 則

この申合せは、平成30年3月7日から施行し、在学する全学年に適用する。

附 則

この申合せは、平成30年5月2日から施行し、在学する全学年に適用する。

附 則

この申合せは、平成31年4月3日から施行し、在学する全学年に適用する。

附 則

この申合せは、令和2年4月1日から施行し、在学する全学年に適用する。

ただし、改正後の4(4)の規定において、合格している必要がある授業科目のうち、公衆衛生学Ⅱは平成22年度入学者から、法医学Ⅱは平成30年度入学者から適用する。

附 則

この申合せは、令和3年4月1日から施行し、在学する全学年に適用する。

7. 基礎研究室配属

3年生の秋学期後半から基礎研究室配属が始まります。これは基礎研究分野へ配属され、各研究分野にて研究の手伝いや基礎を学ぶことを目的としています。

配属方法は基礎研究分野のMRTプログラム(後述)に参加している学生がその研究分野に優先的に配属され、それ以外は受入学生数ごとに選択・希望し振り分けていく形で配属されます。

最終日には基礎研究室配属にて学んだことなどを発表する発表会を開催します。

8. 臨床実習開始前の共用試験

4年次に臨床実習開始前の共用試験(CBT及びPre-CC OSCE)を全員受験することになります。共用試験とは、臨床実習開始前に全国の医科大学・医学部の学生を対象に行われる評価試験です。

(受験料:25,000円(令和2年度))

① CBT

CBT(ComputerBasedTesting)は、コンピューターを用いた基礎・臨床の知識を有機的に統合して問題解決に当たるための基本的能力を評価します。パソコン画面上で行われ、受験生ごとにランダムに試験問題が出題されます。

IRT値で400以上の成績を取得した上で進級した学生にはStudent Doctorの認定証が交付されます。

② OSCE(オスキー)

OSCE(ObjectiveStructuredClinicalExamination:客観的臨床能力試験)は、医師及び医学生の実臨床能力(臨床実技)を客観的に評価するために開発された評価方法です。

本学では4年次にPre-CC OSCEを実施しており、医療面接、頭頸部診察、胸部診察又は全身状態とバイタルサイン、腹部診察、神経診察及び基本的臨床手技又は救急処置、四肢と脊柱から計6課題が出題されます(令和元年度の試験課題)。

また、6年次には、臨床実習後にPost-CC OSCEを実施します。(受験料:20,000円(令和2年度から))

9. 臨床実習における抗体検査について

－医学類の臨床実習における抗体検査についての申合せ－

平成28年4月4日(月) 教育委員会決定

平成29年5月22日(月) 教育委員会改正

令和2年12月21日(月) 教育委員会改正

1. 学類生は、2年次に6種〔肝炎検査：HBs 抗原・HBs 抗体・HCV 抗体 / 麻疹 / ムンプスウイルス（流行性耳下腺炎） / 風疹 / 水痘〕の抗体・抗原検査）と結核菌特異的インターフェロン- γ 産生能（T-SPOT.TB）検査を、原則、金沢大学で受けるものとする。
 - ① 医王保護者の会に加入している者は保護者会から検査料の補助を受ける。
 - ② 未加入者は検査料を保護者会に支払って大学で検査を受けるか、あるいは他の医療機関で抗体検査を受け、検査結果を学務係に提出する。
2. 医学学務係は、抗体価・抗原検査の結果を把握し、管理する。
 - ① 2年次の抗体検査の結果、抗体陰性又は陽性でも基準を満たしていない場合は、臨床実習開始月の3か月前までに、ワクチン接種を受ける。この場合は、自費で各自が任意の医療機関で必要な回数のワクチン接種を受け、接種証明書を提出させる。
 - ② 1シリーズ（3回）のB型肝炎ワクチン予防接種・抗体検査については、学類で接種の機会を提供するものとし、費用は学生が負担する。また、接種時期は、3、4年次の学類が指定する時期とする。
3. 麻疹・風疹・水痘・ムンプスの抗体検査の結果が陰性、又は、陽性でも基準を満たさない場合は、以下の条件を満たせば、臨床実習の参加を認める。なお異なる複数のウィルスに対するワクチンを接種する場合は、同時に接種が可能である。別々に接種する場合は4週間以上の間隔を空ける。
 - 1) 抗体価に係らず、1歳以降に2回以上のワクチン接種の記録が母子手帳などで確認できる場合。
 - 2) 1歳以降に1回のワクチン接種が母子手帳などで確認され、もう1回追加接種を行った場合。^{注1}
 - 3) 既罹患患者で予防接種を受けていない、あるいは接種記録が確認できないとき、抗体検査の結果に応じて1回接種、あるいは1か月以上の間隔を空けて2回接種した場合（「図1 医療関係者のワクチンガイドライン MMRV 対応フローチャート」および「表1 MMRV 抗体価と必要予防接種回数（予防接種の記録がない場合）」参照）。
4. B型肝炎ウイルス検査でHBs 抗原またはHBs 抗体が陽性の場合を除き、全学生がB型肝炎ワクチンを1シリーズ（第1回接種を0か月として、1か月目に第2回、6か月目に第3回）接種し、7～8か月目に再度抗体検査を実施する。再検査でも陰性の場合、「図2 ワクチン接種歴はあるが抗体の上昇が不明の場合の評価」のフローに従い、もう1シリーズ（1ドーズ追加し抗体価上昇すれば終了、抗体価上昇がなければさらに2ドーズ追加）接種し、抗体価を測定する。
5. ワクチン接種をしても抗体ができていないことが判明している者、ワクチン接種不相当者（感染症に罹患している場合や疾病治療などで免疫力が低下している場合）は、その旨を医学学務係に申し出る（感染・被感染を防ぐため、その旨を診療科等に連絡し、実習中に配慮をしてもらうため）。
6. 臨床実習前のオリエンテーション等で、抗体検査結果の解釈と実習中の注意事項について説明をする。「臨床実習用授業ガイドブック」にも記載する。

※日本環境感染学会「医療関係者のためのワクチンガイドライン第3版」を参照すること。

参考

**日本環境感染症学会
医療関係者のためのワクチンガイドライン第3版**

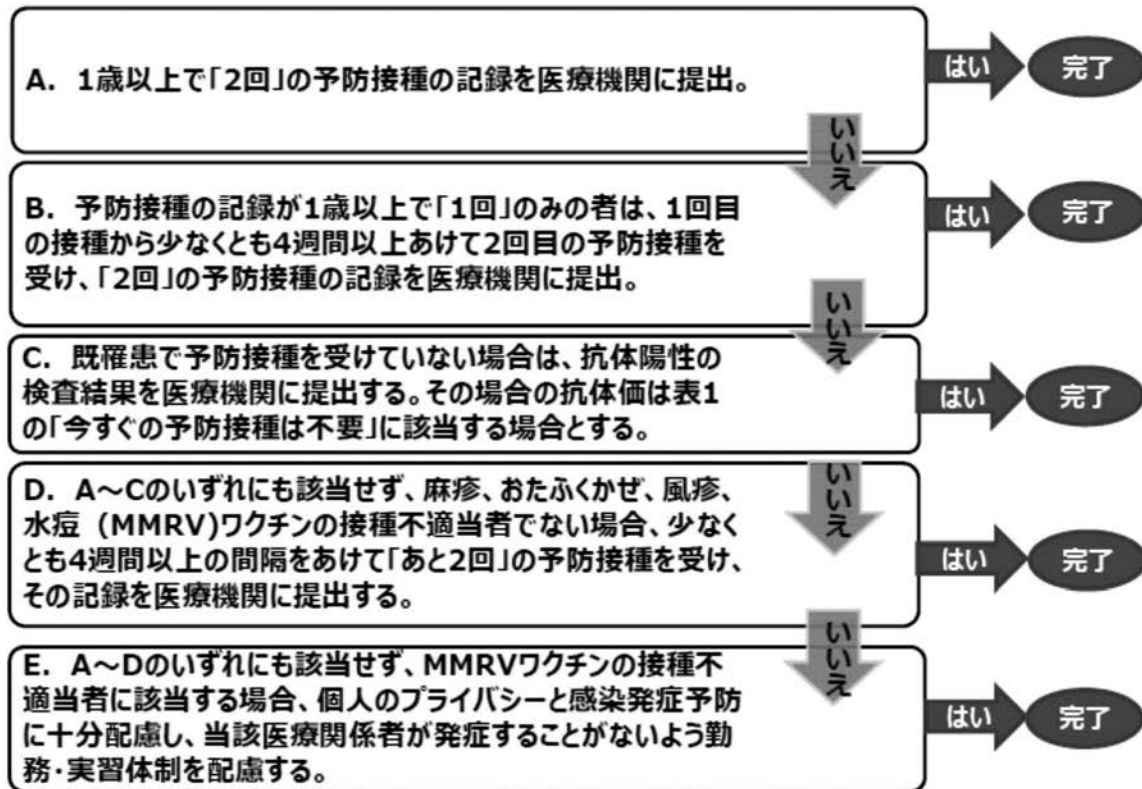


図1 医療関係者のワクチンガイドラインMMRV 対応フローチャート

- A) 2回接種以上の記録が確認できる学生は、抗体価に関わらず、問題なし（測定の必要はない）
- B) 1回接種が確認される場合は、あと1回の追加接種を行う（測定の必要なし）
- C、D) 既罹患で予防接種歴なし、あるいは接種記録が確認できない場合は、抗体価を測定
- ・「今すぐの予防接種は不要」に該当→問題なし
 - ・「あと1回の予防接種が必要」に該当→1回の追加接種を受ける（直後より実習参加は可能）
 - ・「あと2回の予防接種が必要」に該当→1ヶ月以上の間隔を空けて2回接種

表1 MMRV 抗体価と必要予防接種回数（予防接種の記録がない場合）

| | あと2回の予防接種が必要 | あと1回の予防接種が必要 | 今すぐの予防接種は不要 |
|--------|--|---|---|
| 麻疹 | EIA法 (IgG) 2.0未満 PA法 1:16未満 中和法 1:4未満 | EIA法 (IgG) 2.0以上16.0未満 PA法 1:16、1:32、1:64、1:128 中和法 1:4 | EIA法 (IgG) 16.0以上 PA法 1:256以上 中和法 1:8以上 |
| 風疹 | HI法 1:8未満 EIA法 (IgG) (A) 2.0未満 EIA法 (IgG) (B) ΔA0.100未満 ※：陰性 ELFA法 (C) 10IU/mL未満 LTI法 (D) 6IU/mL未満 CLEIA法 (E) 10IU/mL未満 CLEIA法 (F) 抗体価4未満 FIA法 (G) 抗体価1.0AI未満 FIA法 (H) 10IU/mL未満 CLIA法 (I) 10IU/mL未満 | HI法 1:8、1:16 EIA法 (IgG) (A) 2.0以上8.0未満 EIA法 (IgG) (B) 30IU/mL未満 ELFA法 (C) 10以上45IU/mL未満 LTI法 (D) 6以上30IU/mL未満 CLEIA法 (E) 10以上45IU/mL未満 CLEIA法 (F) 抗体価4以上14未満 FIA法 (G) 抗体価1.0以上3.0AI未満 FIA法 (H) 10以上30IU/mL未満 CLIA法 (I) 10以上25IU/mL未満 | HI法 1:32以上 EIA法 (IgG) (A) 8.0以上 EIA法 (IgG) (B) 30IU/mL以上 ELFA法 (C) 45IU/mL以上 LTI法 (D) 30IU/mL以上 CLEIA法 (E) 45IU/mL以上 CLEIA法 (F) 抗体価14以上 FIA法 (G) 抗体価3.0AI以上 FIA法 (H) 30IU/mL以上 CLIA法 (I) 25IU/mL未満 |
| 水痘 | EIA法 (IgG) 2.0未満 IAHA法 1:2未満 中和法 1:2未満 | EIA法 (IgG) 2.0以上4.0未満 IAHA法 1:2 中和法 1:2 | EIA法 (IgG) 4.0以上 IAHA法 1:4以上 中和法 1:4以上 |
| おたふくかぜ | EIA法 (IgG) 2.0未満 | EIA法 (IgG) 2.0以上4.0未満 | EIA法 (IgG) 4.0以上 |

※ΔAは、ヘア穴の吸光度の差（陰性の場合、国際単位への変換は未実施）

風疹 HI法：なお、1:8以下の場合は、第5期定期接種として1回MRワクチンの接種が可能です。

A：デンカ生研株式会社（ウイルス抗体EIA「生研」ルベラIgG）：なお、6.0未満の場合は、第5期定期接種として1回MRワクチンの接種が可能です。

B：シーメンスヘルスケアダイアグノスティクス（エンザイグノストB風疹/IgG）：なお、15IU/mL未満の場合は、第5期定期接種として1回MRワクチンの接種が可能です。

C：シスメックス・ビオメリュー株式会社（バイダスアッセイキットRUB IgG）：なお、25IU/mL未満の場合は、第5期定期接種として1回MRワクチンの接種が可能です。

D：極東製薬工業株式会社（ランピアラテックスRUBELLA）：なお、15IU/mL未満の場合は、第5期定期接種として1回MRワクチンの接種が可能です。

E：ベックマン・コールター株式会社（アクセスルベラIgG）：なお、20IU/mL未満の場合は、第5期定期接種として1回MRワクチンの接種が可能です。

F：株式会社保健科学西日本（i-アッセイCL風疹IgG）：なお、抗体価11未満の場合は、第5期定期接種として1回MRワクチンの接種が可能です。

G：バイオ・ラッド ラボラトリーズ株式会社（BioPlex MMRV IgG）：なお、抗体価1.5AI未満の場合は、第5期定期接種として1回MRワクチンの接種が可能です。

H：バイオ・ラッド ラボラトリーズ株式会社（BioPlex ToRC IgG）：なお、15IU/mL未満の場合は、第5期定期接種として1回MRワクチンの接種が可能です。

I：アボットジャパン株式会社（Rubella-Gアボット）：なお、15IU/mL未満の場合は、第5期定期接種として1回MRワクチンの接種が可能です。

* 第5期定期接種は、2019年～2022年3月までの期間限定で、対象は昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性です。

- HBs抗体陽性の学生は、B型肝炎ワクチンを接種する必要ない。
 - 生ワクチン同士の干渉現象は認められないため、生ワクチン（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎）の同時接種は認められるが、時期を変える場合には4週間以上の間隔を置く必要がある。
- ただし、B型肝炎ワクチンは生ワクチンではないため、有効性の面では生ワクチンとの接種時期の問題はない。

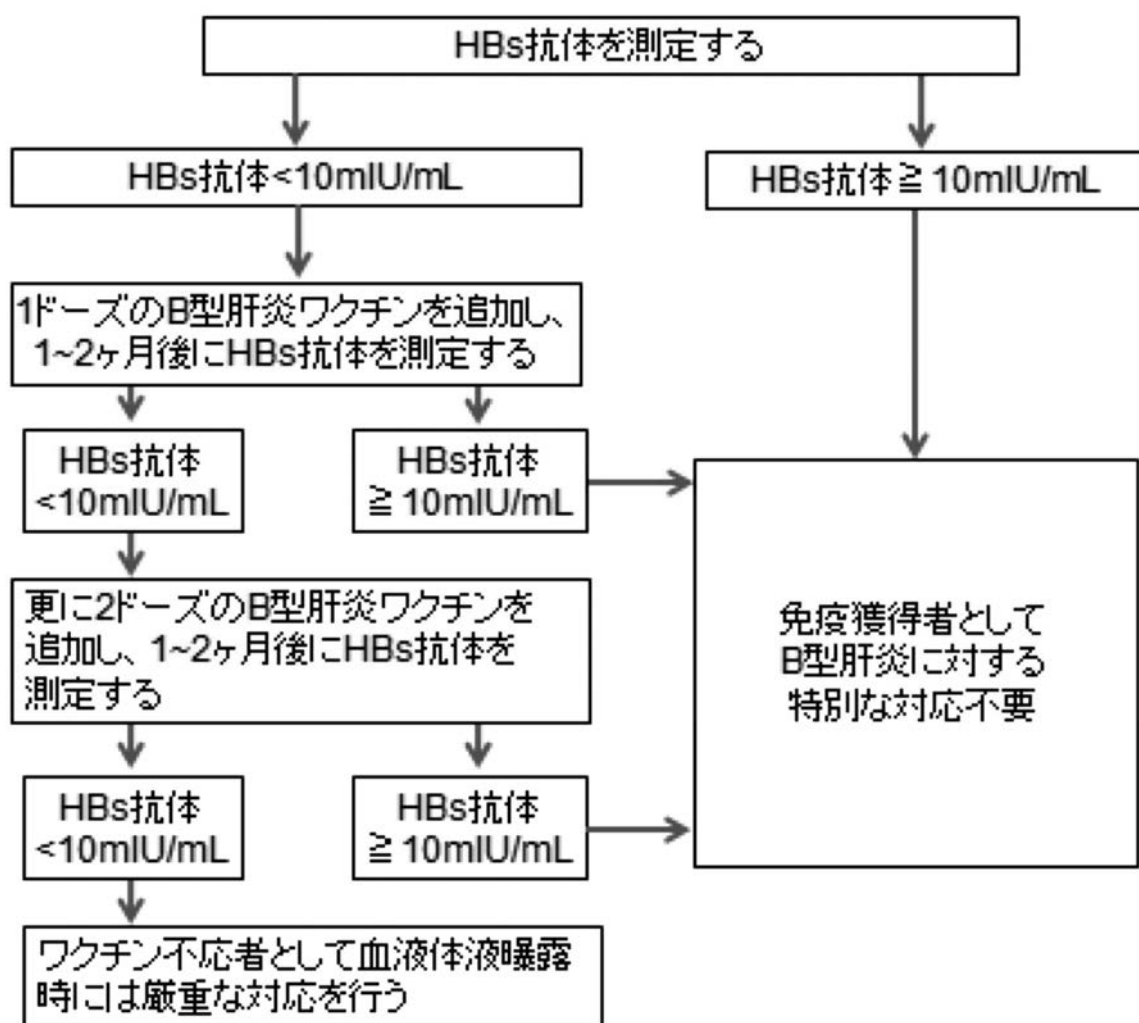


図2 ワクチン接種歴はあるが抗体の上昇が不明の場合の評価

10. クリニカル・クラークシップ（診療参加型臨床実習）について

クリニカル・クラークシップは、4年の11月から72週にわたり行われる実習です。学生はグループに分かれて診療科をまわり、チームの一員として診療に参加しながら、医学類の学修目標に基づいて、実践に必要な基本的な知識や技能の獲得を目指します。また同時に、医師に必要な態度、コミュニケーション能力、倫理観等を養います。

クリニカル・クラークシップは、大きく3つのパートに分かれています。最初にコア・ローテーションと呼ばれる4週間単位の基幹領域実習が40週、次にサブスペシャリティ・ローテーションと呼ばれる専門分野実習が18週、最後にエレクトティブと呼ばれる選択実習が14週間です。エレクトティブでは、実習先を学生自身が選択します。附属病院以外の医療機関や国内だけでなく、海外の医療機関での実習も可能です。2週間の実習が1ターム、4週間の実習が3タームです。

11. MD-PhD コース

本コースは、医学類4年次終了後に、研究科博士課程に入学し、大学院を修了（博士の学位を取得）した後に医学類の5年次に再入学して、医学類を卒業（医師国家試験を受験）するコースです。特に、将来基礎・臨床の研究者を目指す学生に向くコースです。希望する学生は、医学学務係に相談してください。

12. メディカルリサーチトレーニング（Medical Research Training (MRT)）プログラム

本プログラムは、希望する学生が授業の空き時間や夕方以降、休暇期間を利用して、各研究室で行われている研究、ゼミナールや論文講読会に参加するものです。学生の段階から医学研究の大切さや面白さを理解し、将来、研究のできる医師となることを期待しています。また、本プログラムは文部科学省未来医療研究人材養成拠点形成事業「第三の道：医療革新を専門とする医師の養成」（メディカル・イノベーションコース）と連携しています。詳しくは、冊子「Medical Research Training (MRT) プログラム」をご覧ください。

13. 学生授業アンケート

本学類では、授業改善に役立てるため、学生による授業アンケート調査を実施しています。授業毎に当該授業が終了した時点で調査していますので、より良い授業が実施されるようアンケートに協力してください。

14. 優秀学生の表彰制度

医学類医王保護者の会の援助により、優秀な学生を次のとおり表彰します。

(1) 黒川良安（くろかわ まさやす）賞

卒業する学類学生を対象に、優秀な成績を修めた者を表彰することでその努力をたたえます。受賞者は3名で、賞状と副賞を授与します。

「黒川良安」は、北陸における蘭学の祖で多大の功績を残した人物です。

(2) スロイス賞

在学する学類学生（第3年次終了者）を対象に、優秀な成績を修めた者を表彰することでその努力をたたえます。

受賞者は3名で、賞状と副賞を授与します。

「P.A. スロイス」は、蘭学医として本学で近代医学教育を始めた人物です。

(3) 医王保護者の会会長特別賞

文化活動、スポーツ活動等において活躍し又は社会貢献をし、その活動が著しく顕著で優秀であると認められた団体を表彰します。

受賞者には賞状と副賞を授与します。

15. 諸 手 続

休学・退学

病気その他の理由により休学若しくは退学しようとするときは、所定の用紙にて届出をしなければなりません。

休学、退学を希望する場合は、医学学務係に相談してください。

欠 席

病気その他やむを得ないと思われる理由（忌引等）で授業を欠席する場合は、欠席届（病気の場合は医師の診断書添付）を提出してください。無断欠席はしないでください。

その取り扱いについては各科目責任者の教員が判断します。なお、公欠や課外活動のための欠席届は、受理しません。

16. 諸 証 明

学生便覧を参照してください。即日発行ではなく、証明書の種類や時期によっては交付に日時を要することがあります。

17. 医師国家試験について

医師となるには、医師国家試験に合格し医師の免許を受けなければなりません。国家試験の受験については、日を定めて出願に関する説明会を開催しますので、必ず出席してください。

医師法(抄)

第1章 総 則

第1条 医師は、医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

第2章 免 許

第2条 医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第3条 未成年者には、免許を与えない。

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 心身の障害により医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 罰金以上の刑に処せられた者
- 四 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者

第6条 免許は、医師国家試験に合格した者の申請により、医籍に登録することによって行う。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、医師免許証を交付する。

第3章 試 験

第9条 医師国家試験は、臨床上必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

第10条 医師国家試験及び医師国家試験予備試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が、これを行う。

18. 医師臨床研修について

平成16年度より医師の臨床研修が必修化されました。臨床研修は、医師が、医師としての人格を涵養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることを研修理念としています。

この理念の下、研修医は、2年以上、臨床研修病院の指定を受けた病院において臨床研修を行う中で、医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）を自らのものとし、基本的診療業務ができるレベルの資質・能力を修得することが求められております。

本学でも、附属病院を中心に協力型臨床研修病院・研修協力施設と連携して、「心の触れ合うプログラム」と「研修医自身の手によるプログラム」を重要視したプライマリ・ケア重視のプログラムから、平成30年度から開始された新専門医制度を意識した専門性の高いプログラムまで、各研修科のスペシャリストから学べる多様な基本プログラムを用意し、すべての研修医が到達目標を達成すべく臨床研修を実施しています。

19. 金沢大学医薬保健学域規程（抄）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、金沢大学医薬保健学域（以下「本学域」という。）における教育課程、履修方法、試験、卒業等に関し、金沢大学学則（以下「学則」という。）及び金沢大学履修規程（以下「履修規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（学類・専攻）

第2条 本学域に次の4学類を置く。

医学類

薬学類

医薬科学類

保健学類

2 保健学類に次の5専攻を置く。

看護学専攻、放射線技術科学専攻、検査技術科学専攻、理学療法学専攻、作業療法学専攻

（所属コースの決定）

第3条 医薬科学類の学生は、その所属する学類において別に定めるところにより、志望するコースを選択し、学類長に届出なければならない。

2 前項の志望者数が、コースごとに学類において定める受入れ上限数を超過したときは、選考によりコースを決定する。

（教育研究上の目的）

第4条 本学域及び学類に係る人材の養成に関する目的その他の教育上の目的は、次のとおりとする。

医薬保健学域

高齢化・少子化や疾病構造の変化を背景に、日常生活の質[Quality of Life (QOL)]を重視した患者本位の全人的医療の提供のため、関連する医学、保健学及び薬学の分野が相互に協力して、統合的な医療教育を行い、人間性を重視し、総合的な能力を有する高度医療人及び研究者を養成することを目的とする。

医学類

早期体験実習（アーリー・エクスポージャー）、基礎配属での医学研究体験、コア・カリキュラム対応統合型教育、小人数チュートリアル教育、地域医療臨床実習及び診療参加型臨床実習（クリニカル・クラークシップ）などを実施するとともに、全国共用試験 Computer-based Test (CBT) や客観的臨床能力試験（Objective Structured Clinical Examination；OSCE）で臨床前教育の充実を図り、幅広い教養、豊かな感性、人間への深い洞察力及び問題解決・コミュニケーション能力を備え、全人的医療ができる能力を身につける教育を行い、人間性を重視し、かつ高度で総合的な能力を有する医療人・医学者を養成することを目的とする。

（略）

第2章 在学年限

（在学年限）

第5条 在学年限は、学則の定めるところによる。ただし、医学類及び薬学類にあつては、在学年限は12年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、医学類において、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次並びに第5年次及び第6年次の各2学年におけるそれぞれの在学年限は、4年を超えることができない。
ただし、第1年次及び第2年次に、医師の診断による疾病の事由によって休学した学生の願い出により、医学類長が在学年限の変更を認める場合は、第1年次及び第2年次の在学年限を5年、かつ第3年次及び第4年次の在学年限を3年とすることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、薬学類において、8年の年数を超えて第5年次に進級することができない者の在学年限は8年とする。

第3章 履修方法等

(授業科目及び単位数等)

第6条 本学域のそれぞれの学類の授業科目、単位数等は、別表第1、第2及び第4のとおりとする。

ただし、別表第1、第2及び第4の授業科目及び単位数等については、必要に応じ、教育研究会議の議を経て、変更することがある。

- 2 各学類の履修に関し必要な事項は別に定める。

(単位の計算方法)

第7条 授業科目の単位は、1単位45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験及び実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して15時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(授業科目の公示)

第8条 每学期又は毎クォーターの授業科目及びその担当教員は、その学期の始めに公示する。

(履修手続)

第9条 学生は、履修しようとする授業科目をその担当教員の承認を得て、每学期又は毎クォーターの始めに学域長に届け出なければならない。

- 2 学則第54条の規定に基づく每学期又は各クォーターに履修科目として登録できる科目の上限単位数（以下「履修登録単位数の上限」という。）は、別表第3のとおりとする。
- 3 前項の規定は、医学類における専門科目の履修登録に適用しない。

(他学域・他学類における授業科目の履修)

第10条 学生は、学域長の許可を得た上で、他学域・他学類の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の修得単位は、教育研究会議の議を経て、本学域所定の授業科目の単位として認定することができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第11条 学生が、他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとするときは、学域長の許可を得た上、履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の修得単位は、教育研究会議の議を経て、金沢大学国際基幹教育院総合教育部規程（以下「総合教育部規程」という。）第4条の規定により国際基幹教育院において認定される共通教育科目の単位数と合わせて60単位を超えない範囲で、本学域の単位として認定することができる。

3 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第12条 本学域が教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、所定の手続きにより本学域における授業科目の履修とみなし、教育研究会議の議を経て単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第2項及び第3項により本学域の単位として認定する単位数並びに総合教育部規程第5条の規定により国際基幹教育院において認定される共通教育科目の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(休学期間中の他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学における学修)

第12条の2 本学域が教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学若しくは短期大学(以下「大学等」という。)又は外国の大学等において学修した成果について、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、学域の定めるところに基づき、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、第11条第2項及び第3項並びに前条第1項により本学の単位として認定する単位数並びに総合教育部規程第6条の規定により国際基幹教育院において認定される共通教育科目の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第13条 本学域が教育上有益と認めるときは、本学域に入学する前に大学等又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学域に入学した後の本学域における授業科目の履修により修得したものとみなし、教育研究会議の議を経て単位を与えることができる。

2 本学域が教育上有益と認めるときは、本学域に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学域における授業科目の履修とみなし、教育研究会議の議を経て単位を与えることができる。

3 前2項により与えることのできる単位数は、特別選考入学、転入学、再入学及び編入学の場合を除き、本学域において修得した単位以外のものについては、第11条第2項及び第3項、第12条第1項並びに前条第1項により本学域において修得したものとみなす単位数並びに総合教育部規程第7条の規定により国際基幹教育院において認定される共通教育科目の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(他の大学等における履修科目の認定)

第14条 「薬剤師法の一部を改正する法律附則第3条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する省令」の必要単位の修得(認定省令第1条第1項第3号及び第2項)に係る他大学等において履修した授業科目については、所定の手続きにより薬学類の授業科目の履修により修得したものとみなし、教育研究会議の議を経て単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、60単位を超えないものとする。このうち医療薬学に係る単位については26単位を超えないものとする。

(留学)

第15条 学則第66条の規定により留学しようとする者は、学域長を経て学長に届け出なければならない。(他学域学生の履修)

第16条 他学域の学生で本学域の授業科目の履修を希望する者は、所属の学域長を経由して本学域長の許可を得なければならない。

第4章 試験

(試験)

第17条 試験は、各授業科目について、その授業の終わった学期又はクォーター末に行う。ただし、必要があるときは、その期日を変えることがある。

- 2 授業科目の性質により、平常の成績をもって、前項の授業科目試験に代えることがある。
- 3 課題研修の審査は、当該学類に属する教員が行う。

(試験の成績)

第18条 試験の成績は、「S」、「A」、「B」、「C」及び「不可」の評語をもって表し、上位から「S」、「A」、「B」及び「C」を合格とし、「不可」を不合格とする。ただし、授業科目又は履修形態等によっては、合格を「合」又は「認定」の評語とすることがある。

第19条 単位認定を保留とする場合の基準及び保留後の成績評価方法については、必要に応じ、各学類で別に定める。

(総合成績評価)

第20条 GPAにおける保留授業科目の取扱い及び再履修の取扱いについては、必要に応じ、各学類で別に定める。

(成績評価の疑義申し立て)

第21条 成績の評価に対する疑義申し立てについては、各学類で別に定める。

第5章 卒業・学位

(卒業)

第22条 本学域医薬科学類及び保健学類にあつては4年以上、医学類及び薬学類にあつては6年以上在学し、別表第1に定める卒業に必要な単位を修得し、かつ、別に定める英語能力の基準を満たす者には、教育研究会議の議を経て卒業を認定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、転入学をした者及び編入学をした者については、必要に応じ、別に定める。
- 3 第1項の期間には、学則第39条の規定により、科目等履修生としての相当期間を修業年限に通算することを教育研究会議の議を経て学域長が認めた者にあつては、当該期間を含むものとする。
- 4 第1項の卒業に必要な単位のうち、学則第55条から第57条の規定により修得することができる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。

(学位)

第23条 本学域を卒業した者には、学則第61条の規定により学士の学位を授与する。

- 2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、医学、薬学、生命医科学、創薬科学、看護学、保健学とする。

第6章 再入学、転入学及び編入学

(再入学)

第24条 学則第46条第1項第1号の規定により、再入学を志願する者があるときは、選考の上、教育研究会議の議を経て許可することがある。

- 2 再入学の出願手続き、選考方法その他必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第25条 学則第46条第1項第2号の規定により、本学域へ転入学を志願する者があるときは、選考の上、教育研究会議の議を経て許可することがある。

- 2 転入学の出願資格及び選考方法等については、必要に応じ、別に定める。
- 3 転入学の時期は、原則として第2学年の始めとする。

(編入学)

第26条 学則第46条第1項第3号から第7号までの規定により本学域へ編入学を志願する者については、選考の上、教育研究会議の議を経て許可することがある。

- 2 編入学の出願手続、選考方法その他必要な事項は、別に定める。

第7章 転学類

(転学類)

第27条 転学類（他学域に所属する学生が、本学域の各学類に転学類する場合を含む。）を志願する者があるときは、選考の上、教育研究会議の議を経て許可することがある。

- 2 転学類の出願資格及び選考方法等については、各学類で別に定める。
- 3 転学類の時期は、原則として第2学年の始めとする。

第8章 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

第28条 学則第83条の規定により、本学域へ研究生として入学を志望する者があるときは、選考の上、教育研究会議の議を経て許可することがある。

- 2 研究生の出願手続、選考方法その他必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第29条 学則第84条の規定により、本学域へ科目等履修生として入学を志願する者があるときは、選考の上、教育研究会議の議を経て許可することがある。

- 2 科目等履修生の出願手続、選考方法その他必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第30条 学則第85条の規定により、本学域へ特別聴講学生として入学を志願する者があるときは、選考の上、教育研究会議の議を経て許可することがある。

- 2 特別聴講学生の出願手続、選考方法その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、第7条第3号、第12条の2及び第13条の改正規程は、平成26年3月31日に在学する者にも適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 平成27年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の第3条、第15条及び第22条第3項の規定については、平成27年3月31日に在学する者についても適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年11月11日から施行し、平成28年度入学生から適用する。
- 2 平成28年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する者については、第5条第2項、第26条第1項並びに別表第4の薬学類・創薬科学類専門教育科目における「創薬科学研究Ⅰ」及び「創薬科学研究Ⅱ」の改正規定を除き、なお従前の例による。ただし別表第4の医学類の専門教育科目における「学域GS言語科目Ⅰ（医学英語）」及び「学域GS言語科目Ⅱ（医学英語）」の改正規定は、平成28年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、別表第3の薬学類・創薬科学類の上限単位数の規定及び別表4の薬学類・創薬科学類の専門教育科目における「医療統計学」、「臨床医学入門」、「臨床栄養学」、「医薬品化学」、「創薬科学」、「毒性学」、「薬剤疫学」、「化学療法学」、「医薬品評価学」、「コミュニケーション論」、「薬学英語演習」、「実務実習Ⅰ」、「実務実習Ⅱ」、「実務実習Ⅲ」、「実務実習Ⅳ」の改正規定については、平成28年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者については、別表第4の専門教育科目単位配当表のうち薬学類・創薬科学類の「キャリアプラン研修Ⅰ」、「キャリアプラン研修Ⅱ」の改正規定を除き、なお従前の例による。ただし、別表第4専門教育科目単位配当表のうち医学類（「脳神経内科学」を除く。）の改正規定並びに薬学類・創薬科学類の「GS言語科目Ⅱ（薬学英語Ⅱ）」、「生命・医療倫理」、「物理化学Ⅱ」、「看護学入門」、「多職種連携概論」、「注射薬概論」、「健康権と医療」、「臨床心理学」、「有機化学演習Ⅰ」、「有機化学演習Ⅱ」及び「有機化学演習Ⅳ」の改正規定については平成28年度入学生から適用し、医学類の「脳神経内科学」については平成29年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、別表第4の薬学類・創薬科学類の専門教育科目における「薬学研究入門」については、平成30年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

別表第1 単位修得要件

| 区 | 分 | 修得すべき単位数及び条件 | | |
|-----------|-----------------------------|--|--|--|
| 共通教育科目 | 導入科目 | 医学類 薬学類 医薬科学類 保健学類 | 42単位以上 32単位以上 32単位以上 32～38単位以上 | 【4学類共通】 大学・社会生活論 1単位 (必修) データサイエンス基礎 1単位 (必修) 地域概論 1単位 (必修) 【保健学類のみ】 初学者ゼミⅠ 1単位 (必修) |
| | GS科目(6群) ^{※1} | | | 1群から5群の各群から2単位を含む12単位 6群から3単位 ※単一の群で3単位を超える修得単位は、自由履修科目に算入する。 計15単位(選択必修) ^{※2} |
| | GS言語科目 | | | TOEIC 準備コース 4単位 EAP コース 4単位 |
| | 自由履修科目 | | | 2単位以上 ^{※3} GS科目、基礎科目及び初習言語科目の最低修得要件を超えて修得した科目、並びにその他の共通教育科目(導入科目及びGS言語科目を除く。)を指します。 |
| | 基礎科目 | | | 医学類 14単位 (必修) 薬学類 4単位 (必修) 医薬科学類 4単位 (必修) 保健学類 2～8単位 (選択必修) |
| | 初習言語科目 | | | |
| 専門教育科目 | 学域GS科目 | 医学類 薬学類 医薬科学類 保健学類 | 6科目 6単位 6科目 6単位 6科目 6単位 2科目 2単位以上 | 選択必修 |
| | 学域GS言語科目 | | | 医学類 2科目 4単位 薬学類, 医薬科学類, 保健学類 2科目 2単位 |
| | 専門基礎科目 | 医学類 薬学類 医薬科学類 保健学類 | 3.5単位 4単位 10単位 5～17単位 | 看護学専攻 11単位 放射線技術科学専攻 5単位 理学療法学専攻 12単位 作業療法学専攻 12単位 |
| | 専門共通科目 | 医薬科学類 | 21単位 | |
| | 専門科目 | 医学類 薬学類 保健学類 | 219単位以上 152単位以上 69～88単位以上 | 看護学専攻 82単位以上 放射線技術科学専攻 88単位以上 理学療法学専攻 86単位以上 作業療法学専攻 82単位以上 |
| | コース専門科目 | 医薬科学類 | 49単位以上 | 【両コース共通】 必修科目34単位, 選択科目15単位以上 【生命医科学コース】 選択科目15単位以上のうち, 創薬科学コースにおいて必修とするコース専門科目(授業形態:講義)2単位以上を, 選択必修とする。 【創薬科学コース】 選択科目15単位以上のうち, 生命医科学コースにおいて必修とするコース専門科目(授業形態:講義)2単位以上を, 選択必修とする。 |
| | 課題研究科目 | 医薬科学類 | 10単位 | |
| 卒業に必要な単位数 | 医学類 薬学類 医薬科学類 保健学類 | 274.5単位以上 196単位以上 130単位以上 128～135単位以上 | | |

備考

1. 共通教育科目の開講科目等は、金沢大学共通教育科目に関する規程に定めるところによる。

2. 基礎科目の履修方法は、別表第2のとおりとする。

※1は保健学類においては、「GS科目(5群)」とする。

※2は保健学類においては、「各群から3単位 計15単位(選択必修)で、かつ、GS科目3A プレゼン・ディベート論(初学者ゼミⅡ)は必修」とする。

※3は保健学類においては、「3単位以上」とする。

別表第2 共通教育科目基礎科目の履修方法

| 授業科目 | 単位数 | 医学類 | 薬学類 | 医薬科学類 | 保健学類 | | | | |
|-------------|-----|-----|-----|-------|------|----|----|----|----|
| | | | | | 看護 | 放射 | 検査 | 理学 | 作業 |
| 微分積分学ⅠA | 1 | ◎ | ◎ | ◎ | | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| 微分積分学ⅠB | 1 | ◎ | ◎ | ◎ | | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| 線形代数学ⅠA | 1 | ◎ | | | | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| 線形代数学ⅠB | 1 | ◎ | | | | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| 微分積分学ⅡA | 1 | | | | | | | | |
| 微分積分学ⅡB | 1 | | | | | | | | |
| 線形代数学ⅡA | 1 | | | | | | | | |
| 線形代数学ⅡB | 1 | | | | | | | | |
| 統計数学A | 1 | ◎ | ◎ | ◎ | | | ◎ | | |
| 統計数学B | 1 | ◎ | ◎ | ◎ | | | ◎ | | |
| 物理学ⅠA | 1 | ◎ | | | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| 物理学ⅠB | 1 | ◎ | | | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| 物理学ⅡA | 1 | ◎ | | | | ◎ | ○ | | |
| 物理学ⅡB | 1 | ◎ | | | | ◎ | ○ | | |
| 物理学実験 | 2 | | | | ○ | | | ○ | ○ |
| 化学ⅠA | 1 | ◎ | | | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 化学ⅠB | 1 | ◎ | | | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 化学ⅡA | 1 | ◎ | | | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 化学ⅡB | 1 | ◎ | | | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 化学実験 | 2 | | | | ○ | | | | |
| 地学ⅠA | 1 | | | | | | | | |
| 地学ⅡB | 1 | | | | | | | | |
| 地学ⅡA | 1 | | | | | | | | |
| 地学ⅡB | 1 | | | | | | | | |
| 基礎科目最低修得単位数 | | 14 | 4 | 4 | 2 | 8 | 8 | 2 | 2 |

備考

- ◎印の科目は必修
- 印の科目は基礎科目必要単位数として加算できるもの
- 上記以外の科目は、卒業要件の「基礎科目」の単位数には算入しない。

別表第3 履修登録単位数の上限

| 学 年 | 1年 | | | | 2年 | | | | 3年 | | | | 4年 | | | | 5年 | | | | 6年 | | | | |
|--|-------------------|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|---|----|---|----|---|----|---|---|
| | 前期 | | 後期 | | 前期 | | 後期 | | 前期 | | 後期 | | 前期 | | 後期 | | 前期 | | 後期 | | 前期 | | 後期 | | |
| | クォーター | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 共通教育 科目及び 専門教育 科目を合 わせた上 限単位数 | 医学類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 薬学類 | 13 | 13 | 12 | 13 | 15 | 7.5 | 13 | 14 | 12 | 10 | 12 | 14 | 14 | 10 | 8.5 | 6 | | | | | | | | |
| | 医薬科学類 生命医科学コース | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | / | / | / | / | / | / | / | / |
| | 医薬科学類 創薬科学コース | | | | | 14 | 8 | 13 | 14 | 15 | 11 | 10 | 12 | 7 | 5 | 5 | 6 | / | / | / | / | / | / | / | / |
| 保健学類 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | / | / | / | / | / | / | / | / | |

備考

- 2年次・3年次編入学生には適用しない。
- 薬学類において、総合教育部から移行してきた学生には適用しない。
- 医薬科学類において、科目の再履修等による上記の上限単位数の超過については、その都度教務・学生生活委員会で審議の上決定する。
- 薬学類において、科目の再履修等による上記の上限単位数の超過については、履修登録単位数の上限の対象としない。
- 薬学類において、履修登録単位数の上限の対象としない授業科目は、アカデミックスキル、プレゼン・ディベート論、医薬保健学基礎Ⅰ、Ⅱ、生命・医療倫理、キャリア形成概論Ⅰ～Ⅲ、薬学海外AL実習Ⅰ、Ⅱ、早期ラボローテーションⅠ、Ⅱとする。
- 医薬科学類において、履修登録単位数の上限の対象としない授業科目は、医薬保健学基礎Ⅰ、医薬保健学基礎Ⅱ、医薬科学研究者入門、生命・医療倫理、医薬科学基礎ローテーション実習（生命医科学コース）Ⅱ、医薬科学基礎ローテーション実習（創薬科学コース）Ⅳ、医薬科学研究者養成Ⅰ、医薬科学研究者養成Ⅱ、医薬科学先端領域特論、生命医科学海外AL実習Ⅰ、生命医科学海外AL実習Ⅱ、生命医科学国内AL実習Ⅰ、生命医科学国内AL実習Ⅱ、創薬科学海外AL実習Ⅰ、創薬科学海外AL実習Ⅱとする。
- 保健学類において、上記の上限単位数の超過については、その都度教務委員会で審議のうえ決定する。
- 複数クォーター継続して開講する授業科目の各クォーターにおける履修上限に算入する単位数は、開講する通算のクォーターにより按分する。

別表第4 専門教育科目単位配当表

医学類

| 科目区分 | 授業科目 | 授業形態 | 必修選択の別 | 1年次 | | 2年次 | | 3年次 | | 4年次 | | 5年次 | | 6年次 | | 単位数 | 合計単位数 | 備考 |
|-------------|------------------|------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|-------|---|
| | | | | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | | | |
| | | | | 第1クオーター | 第2クオーター | 第3クオーター | 第4クオーター | 第1クオーター | 第2クオーター | 第3クオーター | 第4クオーター | 第1クオーター | 第2クオーター | 第3クオーター | 第4クオーター | | | |
| 基礎専門 | 医学入門 | 講義 | 必修 | 0.5 | | | | | | | | | | | | 0.5 | 0.5 | |
| | 早期医療体験 | 講義 | 必修 | | 0.5 | | | | | | | | | | | 0.5 | 1.2 | |
| | プロフェッショナリズム | 実習 | 必修 | | 0.7 | | | | | | | | | | | 0.7 | 0.7 | |
| | 社会科学・行動科学 | 講義 | 必修 | | | | 0.8 | | | | | | | | | 0.8 | 0.8 | |
| 言語GS | 学域GS言語科目I(医学英語) | 講義 | 必修 | | | | | 1 | | | | | | | | 1 | 1 | |
| | 学域GS言語科目II(医学英語) | 講義 | 必修 | | | | | 2 | | | | | | | | 2 | 2 | |
| 学域GS科目 | 医薬保健学基礎I | 講義 | 必修 | | 1 | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 医学類では「医薬保健学基礎I」及び「医薬保健学基礎II」は必修(但し、「医薬保健学基礎」を履修の上、GS科目発展系を履修することは可) |
| | 医薬保健学基礎II | 講義 | 必修 | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | |
| | 生命情報科学I | 講義 | 必修 | | | | | 1 | | | | | | | | 1 | 1 | |
| | 生命情報科学II | 講義 | 必修 | | | | | 1 | | | | | | | | 1 | 1 | |
| | アカデミックスキル | 講義 | 必修 | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | |
| | プレゼン・ディベート論 | 講義 | 必修 | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | |
| | (別に定める) | 講義 | 必修 | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | |
| 専門教育科目 | 人体解剖学 | 講義 | 必修 | | | | 5 | | | | | | | | | 5 | 8 | |
| | 組織学 | 実習 | 必修 | | | 3 | | | | | | | | | | 3 | 5 | |
| | 神経解剖学 | 講義 | 必修 | | | 1 | 1 | | | | | | | | | 2 | 2 | |
| | 発生学 | 実習 | 必修 | | | | | 3 | | | | | | | | 3 | 3.5 | |
| | 器官生理学 | 講義 | 必修 | | | 1 | 2 | | 0.5 | | | | | | | 0.5 | 3 | 3 |
| | 神経生理学 | 実習 | 必修 | | | | | 4 | | | | | | | | 4 | 4.5 | |
| | 生化学I | 講義 | 必修 | | | | | 3.5 | 0.5 | | | | | | | 0.5 | 3 | 3 |
| | 生化学II | 実習 | 必修 | | | | | 0.75 | | | | | | | | 0.75 | 3 | 3 |
| | 薬理学 | 講義 | 必修 | | | | | | 4 | | | | | | | 4 | 4.5 | |
| | 動物実験と再生医学 | 実習 | 必修 | | | | | 0.5 | | | | | | | | 0.5 | 0.5 | |
| | 遺伝学 | 講義 | 必修 | | | 1 | | 1.5 | | | | | | | | 1 | 1 | |
| | 病理学I | 講義 | 必修 | | | | | | 4 | | | | | | | 1.5 | 1.5 | |
| | 病理学II | 実習 | 必修 | | | | | | 0.5 | | | | | | | 4 | 4.5 | |
| | ウイルス感染学 | 講義 | 必修 | | | | | | 4 | 0.5 | | | | | | 0.5 | 4 | 4.5 |
| | 細菌感染学 | 実習 | 必修 | | | | | | 2 | | | | | | | 2 | 2.5 | |
| | 寄生虫学 | 講義 | 必修 | | | | | | 3 | | | | | | | 3 | 3.5 | |
| | 免疫学 | 実習 | 必修 | | | | | | 0.5 | | | | | | | 0.5 | 1 | 1.5 |
| | 衛生・公衆衛生学I | 講義 | 必修 | | | | | | 1 | | | | | | | 0.5 | 2 | 2.5 |
| | 衛生・公衆衛生学II | 実習 | 必修 | | | | | | 0.5 | | | | | | | 0.5 | 0.5 | |
| | 法医学I | 講義 | 必修 | | | | | | 2.5 | 1.5 | | | | | | 2.5 | 4 | |
| | 法医学II | 実習 | 必修 | | | | | | 1.5 | | | | | | | 1.5 | 1.5 | |
| | 国際保健学 | 講義 | 必修 | | | | 0.5 | | | | | | | 1.5 | | 1.5 | 1.5 | |
| | 基礎研究室配属 | 実習 | 必修 | | | | | | 9 | | | | | | | 3 | 4.5 | |
| | 診断学実習 | 講義 | 必修 | | | | | | | | | | 0.5 | | | 0.5 | 2.5 | |
| | 医の倫理と医療法規 | 実習 | 必修 | | | | | | | | | 0.5 | | | | 2 | 2 | |
| | 臨床検査医学 | 講義 | 必修 | | | | | | | | 0.5 | | | | | 2 | 2 | |
| | 画像診断学 | 講義 | 必修 | | | | | | | | | | 2 | | | 1 | 1 | |
| | 小児科学 | 講義 | 必修 | | | | | | | | 2 | | | | | 2 | 2 | |
| | 臨床遺伝学 | 講義 | 必修 | | | | | | | 0.5 | | | | | | 0.5 | 0.5 | |
| | 感染症学 | 講義 | 必修 | | | | | | | 1.5 | | | | | | 1.5 | 1.5 | |
| | 腫瘍学 | 講義 | 必修 | | | | | | | 3 | | | | | | 3 | 3 | |
| | 免疫・アレルギー学 | 講義 | 必修 | | | | | | | 2.5 | | | | | | 2.5 | 2.5 | |
| | 血液学 | 講義 | 必修 | | | | | | | 1.5 | | | | | | 1.5 | 1.5 | |
| 神経精神科学 | 講義 | 必修 | | | | | | 1.5 | | | | | | | 1.5 | 1.5 | | |
| 脳神経・感覚器学 | 講義 | 必修 | | | | | | | | 7 | | | | | 7 | 7 | | |
| 脳神経内科学 | 講義 | 必修 | | | | | | | 1.5 | | | | | | 1.5 | 1.5 | | |
| 循環器学 | 講義 | 必修 | | | | | | | 3 | | | | | | 3 | 3 | | |
| 呼吸器学 | 講義 | 必修 | | | | | | | 2.5 | | | | | | 2.5 | 2.5 | | |
| 栄養・消化器学 | 講義 | 必修 | | | | | | | 3 | | | | | | 3 | 3 | | |
| 生殖・胎生・周産期 | 講義 | 必修 | | | | | | | | 3 | | | | | 3 | 3 | | |
| 腎臓学 | 講義 | 必修 | | | | | | | 2 | | | | | | 2 | 2 | | |
| 泌尿器学 | 講義 | 必修 | | | | | | | 2 | | | | | | 2 | 2 | | |
| 皮膚・結合組織・膠原病 | 講義 | 必修 | | | | | | | | 3 | | | | | 3 | 3 | | |
| 運動器 | 講義 | 必修 | | | | | | | | 1.5 | | | | | 1.5 | 1.5 | | |
| 内分泌・代謝学 | 講義 | 必修 | | | | | | | | | 1.5 | | | | 1.5 | 1.5 | | |
| 麻酔・集中治療医学 | 講義 | 必修 | | | | | | | | 2 | | | | | 2 | 2 | | |
| 臨床薬理学 | 講義 | 必修 | | | | | | | | 2 | | | | | 2 | 2 | | |
| 歯科口腔外科学 | 講義 | 必修 | | | | | | | 1.5 | | | | | | 1.5 | 1.5 | | |
| 救急・災害医学 | 講義 | 必修 | | | | | | | | 2 | | | | | 2 | 2 | | |
| 総合診療学・地域医療学 | 講義 | 必修 | | | | | | 1.5 | | | | | | | 1.5 | 1.5 | | |
| 臨床医学の共通基盤 | 講義 | 必修 | | | | | | | | | 2 | | | | 2 | 2 | | |

| 科目区分 | 授業科目 | 授業形態 | 必修選択の別 | 1年次 | | 2年次 | | 3年次 | | 4年次 | | 5年次 | | 6年次 | | 単位数 | 合計単位数 | 備考 | | |
|---------------------------------|--------------|--------------------------------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|-------|------|---|---|
| | | | | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | | | | | |
| | | | | 第1クオーター | 第2クオーター | 第3クオーター | 第4クオーター | 第1クオーター | 第2クオーター | 第3クオーター | 第4クオーター | 第1クオーター | 第2クオーター | 第3クオーター | 第4クオーター | | | | | |
| 学 門 教 育 目 科 目 | 臨床 実 習 | 循環器内科学臨床実習 | 実習 | 必修 | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | | |
| | | 内分泌・代謝内科学臨床実習 | 実習 | 必修 | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | |
| | | 消化器内科学臨床実習 | 実習 | 必修 | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | |
| | | 腎臓内科学臨床実習 | 実習 | 必修 | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | |
| | | リウマチ膠原病内科学臨床実習 | 実習 | 必修 | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | |
| | | 血液内科学臨床実習 | 実習 | 必修 | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | |
| | | 呼吸器内科学臨床実習 | 実習 | 必修 | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | |
| | | 脳神経内科学臨床実習 | 実習 | 必修 | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | |
| | | 腫瘍内科学臨床実習 | 実習 | 必修 | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | |
| | | 皮膚科学臨床実習 | 実習 | 必修 | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | |
| | | 精神神経科学臨床実習 | 実習 | 必修 | | | | | | | | | | | | | 4 | 4 | 4 | |
| | | 小児科学臨床実習 | 実習 | 必修 | | | | | | | | | | | | | 4 | 4 | 4 | |
| | | 心臓血管外科・呼吸器外科・ 内分泌外科臨床実習 | 実習 | 必修 | | | | | | | | | | | | | 3 | 3 | 3 | |
| | | 消化管外科・肝胆膵外科・ 乳腺外科・小児外科学臨床実習 | 実習 | 必修 | | | | | | | | | | | | | 3 | 3 | 3 | |
| | | 産婦人科・救急医学臨床実習 | 実習 | 必修 | | | | | | | | | | | | | 6 | 6 | 6 | |
| | | 泌尿器科学臨床実習 | 実習 | 必修 | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | |
| | | 整形外科・リハビリテー ション科学臨床実習 | 実習 | 必修 | | | | | | | | | | | | | 3 | 3 | 3 | |
| | | 脳神経外科学臨床実習 | 実習 | 必修 | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | |
| | | 歯科口腔外科学臨床実習 | 実習 | 必修 | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | |
| | | 眼科学臨床実習 | 実習 | 必修 | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | |
| | | 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学臨床実習 | 実習 | 必修 | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | |
| | | 麻酔・集中治療医学臨床実習 | 実習 | 必修 | | | | | | | | | | | | | 3 | 3 | 3 | |
| | | 総合診療科・地域医療臨床実習 | 実習 | 必修 | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | |
| | | 放射線科・核医学臨床実習 | 実習 | 必修 | | | | | | | | | | | | | 4 | 4 | 4 | |
| | | 臨床検査医学臨床実習 | 実習 | 必修 | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | |
| | | 薬剤部臨床実習 | 実習 | 必修 | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | |
| | | 選択臨床実習 | 実習 | 必修 | | | | | | | | | | | | | | 7 | 7 | 7 |
| | | 総括講義 | 講義 | 必修 | | | | | | | | | | | | | | 8 | 8 | 8 |
| | | 医学研究特設 プログラム | 医学研究実践 | 実習 | 選択 | | | | | | | | | | | | | 7 | 7 | 7 |
| | | | 最新医学研究 | 講義 | 選択 | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 |
| | | | 医学研究プレゼンテーション | 実習 | 選択 | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 |
| | | | 英語コミュニケーション | 講義 | 選択 | | | | | | | | | | | | | 4 | 4 | 4 |
| | | | 実践医学英語 | 実習 | 選択 | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | 232.5 | 232.5 | 必修のみ | | |

20. 専門教育科目授業内容について

各授業科目の学習内容については、Web版シラバスで確認してください。

Web版シラバス（授業案内）

<https://eduweb.sta.kanazawa-u.ac.jp/portal/Public/Syllabus/SearchMain.aspx>

※学類専門基礎科目，学域GS言語科目，学域GS科目，基礎医学，臨床医学基礎

令和3年4月1日現在

| | 授業科目 | 担当研究分野 | 科目責任者 |
|----|-------------------|------------------|------------|
| 1 | 医学入門 | 法医学 | 塚 正彦 |
| 2 | 早期医療体験 | 医学教育研究センター | 太田 邦雄 |
| 3 | プロフェッショナルリズム | 附属病院・総合診療部 | 野村 英樹 |
| 4 | 社会科学・行動科学 | 医学教育研究センター | 太田 邦雄 |
| 5 | 学域GS言語科目Ⅰ(医学英語) | 機能解剖学 | 尾崎 紀之 |
| 6 | 学域GS言語科目Ⅱ(医学英語) | 機能解剖学 | 尾崎 紀之 |
| 7 | 医薬保健学基礎Ⅰ | 機能解剖学 | 尾崎 紀之 |
| 8 | 医薬保健学基礎Ⅱ | 機能解剖学 | 尾崎 紀之 |
| 9 | 生命情報科学Ⅰ | 分子遺伝学 | 倉知 慎 |
| 10 | 生命情報科学Ⅱ | 血管分子生物学 | 山本 靖彦 |
| 11 | アカデミックスキル | 人体病理学 | 原田 憲一 |
| 12 | プレゼン・ディベート論 | 組織細胞学 | 西山 正章 |
| 13 | 人体解剖学 | 機能解剖学 | 尾崎 紀之 |
| 14 | 組織学 | 組織細胞学 | 西山 正章 |
| 15 | 神経解剖学 | 神経解剖学 | 堀 修 |
| 16 | 発生学 | 神経解剖学 | 堀 修 |
| 17 | 器官生理学 | 血管分子生理学 | 内藤 尚道 |
| 18 | 神経生理学 | 統合神経生理学 | 三枝 理博 |
| 19 | 生化学Ⅰ | 分子遺伝学 | 倉知 慎 |
| 20 | 生化学Ⅱ | 血管分子生物学 | 山本 靖彦 |
| 21 | 薬理学 | 細胞分子機能学 | 安藤 仁 |
| 22 | 動物実験と再生医学 | 幹細胞免疫制御学 | 渡会 浩志 |
| 23 | 遺伝学 | 革新ゲノム情報学 | 田嶋 敦 |
| 24 | 病理学Ⅰ | 分子細胞病理学 | 前田 大地 |
| 25 | 病理学Ⅱ | 人体病理学 | 原田 憲一 |
| 26 | ウイルス感染学 | 国際感染症制御学 | (山本 靖彦) |
| 27 | 細菌感染学 | 細菌学 | 藤永 由佳子 |
| 28 | 寄生虫学 | 国際感染症制御学 | 所 正治 |
| 29 | 免疫学 | 免疫学 | 華山 力成 |
| 30 | 衛生・公衆衛生学Ⅰ | 衛生学・公衆衛生学 | 中村 裕之 |
| 31 | 衛生・公衆衛生学Ⅱ | 衛生学・公衆衛生学 | 原 章規 |
| 32 | 法医学Ⅰ | 法医学 | 塚 正彦 |
| 33 | 法医学Ⅱ | 法医学 | 塚 正彦 |
| 34 | 国際保健学 | 国際保健学 | 石崎 有澄美 |
| 35 | 基礎研究室配属 | 血管分子生物学 | 山本 靖彦 |
| 36 | 診断学実習 | 医学教育研究センター | 太田 邦雄 |
| 37 | 医の倫理と医療法規 | 附属病院・経営企画部 | 長瀬 啓介 |
| 38 | 臨床検査医学 | 腎臓内科学 | 酒井 佳夫 |
| 39 | 画像診断学 | 放射線科学 | 蒲田 敏文 |
| 40 | 小児科学 | 小児科学 | 和田 泰三 |
| 41 | 臨床遺伝学 | 附属病院・遺伝診療部 | 渡邊 淳 |
| 42 | 感染症学 | 血液内科学／腎臓内科学 | 石山 謙/岩田 恭宜 |
| 43 | 腫瘍学 | 胃腸外科学 | 稲木 紀幸 |
| 44 | 免疫・アレルギー学 | リウマチ・膠原病内科学 | 川野 充弘 |
| 45 | 血液学 | 血液内科学 | 石山 謙 |
| 46 | 神経精神科学 | 精神行動科学 | 菊知 充 |
| 47 | 脳神経・感覚器学Ⅰ(脳神経外科学) | 脳神経外科学 | 中田 光俊 |
| 48 | 脳神経・感覚器学Ⅱ(眼科学) | 眼科学 | 杉山 和久 |
| 49 | 脳神経・感覚器学Ⅲ(耳鼻咽喉科学) | 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 | 吉崎 智一 |
| 50 | 脳神経内科学 | 脳老化・神経病態学(神経内科学) | 濱口 毅 |
| 51 | 循環器学 | 循環器内科学 | 高村 雅之 |
| 52 | 呼吸器学 | 呼吸器内科学 | 笠原 寿郎 |
| 53 | 栄養・消化器学 | システム生物学 | 金子 周一 |
| 54 | 生殖・胎生・周産期 | 産婦人科学 | 藤原 浩 |
| 55 | 腎臓学 | 腎臓内科学 | 坂井 宣彦 |
| 56 | 泌尿器学 | 泌尿器集学的治療学 | 溝上 敦 |
| 57 | 皮膚・結合織・膠原病 | 皮膚分子病態学 | 松下 貴史 |
| 58 | 運動器 | 整形外科学 | 土屋 弘行 |
| 59 | 内分泌・代謝学 | 内分泌・代謝内科学/包括的代謝学 | 篁 俊成 |
| 60 | 麻酔・集中治療医学 | 麻酔・集中治療医学 | 谷口 巧 |
| 61 | 臨床薬理学 | 附属病院・薬剤部 | 崔 吉道 |
| 62 | 歯科口腔外科学 | 顎顔面口腔外科学 | 川尻 秀一 |
| 63 | 救急・災害医学 | 救急・災害医学 | 岡島 正樹 |
| 64 | 総合診療学・地域医療学 | 附属病院・総合診療部 | 野村 英樹 |
| 65 | 臨床医学の共通基盤 | 附属病院・経営企画部 | 長瀬 啓介 |

学生生活の手引き

1. 授業料の納入及び免除，奨学金について

学生便覧を参照してください。

2. アカンスポータルについて

アカンスポータルとは、学生個人々のさまざまな情報にアクセスするための入口となる Web サイトです。金沢大学では全学生に金沢大学 ID が与えられ、アカンスポータルを利用できるようになっています。大学からの連絡や授業担当教員からの情報などはアカンスポータルに送られてきますので、**1日1度はアカンスポータルを見るように**してください。

重要な連絡を受け取ることができず不利益を被ることを避けるため、両親や自分自身の住所、電話番号、メッセージ転送用のメールアドレスが変わった場合は、必ずアカンスポータルで忘れずに変更登録をお願いします。

<https://acanthus.cis.kanazawa-u.ac.jp/Portal/>

3. 掲示について

(1) 公 示

大学から学生に対する連絡（公示、授業時間割、試験日程、奨学金、通知、呼出しその他一切の連絡事項）は、すべて医学学務係前掲示板（又は電子掲示板、アカンスポータル）によって行うので毎日必ず見てください。

専門教育科目の講義日程は、次の Web サイトで見ることが出来ます。

<http://www.med.kanazawa-u.ac.jp/students/index.html>

(2) 学生の掲示

学生が医学類内において掲示を行う場合は、医学学務係に届け出て認印を受け学生用掲示板に掲示してください。掲示期間は1週間を目安とし、期間経過後はただちに取り除いてください。

4. 住所等について

緊急を要する連絡等のため、父母等及び本人の住所・電話番号を常に明確にしておく必要があるため、変更があり次第、アカンスポータルの学務情報サービス（学籍情報）で変更の登録をしてください。

5. 学生相談について

学生生活を過ごす中で修学、進路等の相談があれば、次頁記載のアドバイス教員及び医学学務係を訪ねてください。

【場 所】

医学類F棟1階

【開室時間】

月～金 13時～17時 看護師が常駐しています。

【医師の診察・健康相談受付時間】

火・水・金 14時～16時30分 ※ただし、変更になる場合があります。

[問合せ先]

保健管理センター宝町分室 TEL：076 265 2133 (平日13時～17時)

保健管理センター本部(角間) TEL：076 264 5255 (平日8時30分～17時)

E-mail：hokekan@kenroku.kanazawa-u.ac.jp

カウンセリングに関しては、以下のサイトを見てください。

(<http://hsc.w3.kanazawa-u.ac.jp/student-counseling/>)

8. 学生用ロッカーについて

在学中（2年次以降）、ロッカーとその鍵を貸与します。

医学類教育棟地下のロッカーを貸与しますので、各自責任をもって管理してください。

ロッカーの鍵を紛失した場合はすみやかに医学学務係に申し出てください。

卒業時に鍵を返却する際は、ロッカーの中と上を清掃して返却してください。

9. 教育棟設置パソコン、コピー機の使用について

教育棟1階にあるパソコンは、印刷などに利用できますが、占有はしないようにしてください。

教育棟1階にあるコピー機はパソコンから料金を払ってプリントアウトすることができます。故障時は生協に連絡するようにしてください。

10. 自習室について

2年生：第二講義室，3年生：第四講義室，4年生：第三講義室，6年生：医学セミナー室，多目的室9～15，チュートリアル室1～5，医学部記念館自習室（学生自習室，学生演習室，若手研究室）
医学類福利施設2階自習室が自習室として開放されています。

医学セミナー室，多目的室9～15，チュートリアル室1～5，医学類福利施設2階自習室，医学部記念館自習室は医学学務係にて申請の上，利用してください。利用可能時間は8：30～23：30までです。

他に使用する方の迷惑にならないよう，退室時にごみを残したり私物を置いたままにしないようにしてください。

また，盗難のおそれがありますので，席を外す際には貴重品等は必ず持って行くようにしてください。盗難が発生した場合でも大学は一切の責任を負いかねます。

11. 課外活動について

(1) 団体結成

医薬保健学域医学類公認サークルに関する申合せ《抜粋》

医学類会議

平成30年7月4日決定

(課外活動団体結成届)

第2条 医薬保健学域医学類公認サークルは、公認申請時及び公認後は各年度の初めの医学類が定める期間内に、課外活動団体結成届を、学生団体構成員名簿、過年度の活動報告書及び決算報告書、飲酒による事故を防ぐための誓約書、自家用車運転誓約書（学生団体用）、その他定められた必要書類を添えて、医薬保健系事務部学生課学務係に提出しなければならない。なお、課外活動団体結成届の効力は1年間とする。

2 医薬保健学域医学類公認サークルは、医学類から、予算等の可能な範囲内において、部室、練習場、予算の援助等の支援を受けることができる。

3 医薬保健学域医学類公認サークルでなければ、課外活動団体に金沢大学医薬保健学域医学類が公認していると想起させ得るような呼称を付してはならない*³。

※3 例えば、金沢大学医学類〇〇部、医学類〇〇部、金沢大学医学部〇〇部という呼称は、公認サークルでなければ認められない。

4 医薬保健学域医学類公認サークルは、課外活動における事故等が発生した場合は、速やかに大学に報告する義務を負う。

そのため、医薬保健学域医学類公認サークルは緊急連絡体制を設け、部内に周知しなければならない。

なお、団体結成届は毎年5月に更新することになっており、更新の手続をしない団体は解散したものとみなします。

(2) 講義室の使用

課外活動を行うために講義室の使用を認めていますが³、使用したい場合は事前に医学学務係に所定の手続きで届け出て許可を受けなければなりません。

ただし、使用を許可した後、公務上必要が生じたときは使用場所、日時等の変更を求めることがあります。

なお、使用に当たっては、次の事項を厳守してください。

1) 使用できる時間は原則次のとおりです。

平 日 17時から20時まで

土・日曜日、祝日及び休日 9時から17時まで

2) 建物又は諸器具を棄損した場合は、弁償してください。

3) 使用後は整理整頓を行うとともに戸締りをした上で退室してください。

なお使用中秩序を乱した場合は退室を命じます。

(3) 課外活動共用施設の使用

課外活動共用施設は医学類長が認めた学生団体が課外活動のために使用する施設です。別に定める使用細則により、使用許可願を所定の期日までに提出し許可を受けてください。

なお、所定の期日までに提出しない団体は使用できません。

(4) 行事計画届

学生団体が行事を実施する場合は、行事計画書に参加者名簿を添付し顧問教員の承認を得て行事の1週間前までに医学学務係に届け出てください。

12. 医学類福利施設の使用について

医学類福利施設は宝町団地の教職員、学生の福利厚生施設です。医学類福利施設には、自習室のほか、金沢大学生生活協同組合が経営する食堂、売店があります。

13. 十全講堂、医学部記念館の使用について

学生団体が十全講堂及び医学部記念館を使用したいときは、顧問教員の承認を得た上、使用する1週間前までに施設使用願を総務係に提出しなければなりません。

使用に当たっては、使用願に記載してある注意事項を厳守してください。

14. 禁煙について

医学類、金沢大学附属病院では、医師養成機関等として、快適な生活・教育研究環境の整備を自ら実践し、地域社会の健康増進に寄与するため、敷地内・全館の全面禁煙を実施しています。教職員と同様に、必ず守ってください。

15. 自動車通学の禁止について

自動車による通学は禁止しています。

特別な事情等（傷病等）止むを得ない場合は、医学学務係に申し出てください。

16. 医学類医王保護者の会について

医学類における学生の教育事業を支援するとともに、学生の課外活動等の援助を通して、学生生活を豊かにし、有為な人材の育成に寄与することを目的に、平成13年度に発足した後援会組織です。主な活動としましては、医師国家試験対策の支援、全国共用試験対策の支援、感染防止対策の支援、解剖実習用セットの支援、課外活動支援、医学図書の支援、優秀学生への顕彰、医学展への援助など学生に対する様々な支援事業を行っております。その他、年2回医学類の行事や学生の近況を掲載した「医王保護者の会だより」を発行したり、「医王保護者の会」Webサイトにて最新情報を発信しています。

正会員（学生の父母等）、特別会員（医学類教授）及び賛助会員により組織されております。

17. 十全同窓会について

医学類は、その前身校を含めて約14,350名の卒業生を送り出し、その全卒業生と教員及び本学において博士課程・修士課程の学位を授与された方を会員として十全同窓会を組織しています。

現在約7,300名の会員が会員相互の親睦と医学類発展のために活動し隆盛の一途にあります。

同窓会の大きな事業として十全講堂、記念館の建設、医学部百年史、医学部百年史以後の刊行をしました。その他、支部活動、会員名簿、会報の発行、Webサイトの管理をしています。在学生に対しては高柳奨学金、課外活動、図書館整備の援助を行っています。また、2012年に創立150周年を迎え、医学部創立150周年記念誌の編纂並びに宝町キャンパス整備を含む記念事業等、本会が全面的にパッ

クアップしています。

本会は、医学類入学生を準会員として、卒業と同時に正会員として諸君を迎えることになっておりますので、全員が必ず入会手続きを行ってください。

十全同窓会事務局

〒920-8640 金沢市宝町13-1 金沢大学医学類内

TEL 076-265-2132 FAX 076-234-4208 E-mail:juzen@med.kanazawa-u.ac.jp

URL <http://juzen-ob.w3.kanazawa-u.ac.jp/>

18. しらゆり会について

しらゆり会とは

会員相互の親睦と健康の増進をはかり、あわせて医学教育に対する理解を深め、会員死亡後は、大学の正常解剖体(学生の解剖学実習体)として、遺体を提供することによって、医学の発達に貢献することを目的としている篤志家の会です。

入会の条件・家族の同意

国籍を問わず成年男女ならばだれでも入会できます。生前、献体登録をしていますが、死後、実際にその遺志を実行できるのは、家族(遺族)であって入会者本人ではないので、入会には入会者の法定財産相続権者すべての同意を得ることが必要です。

献眼、献腎との関係

献体しようとする人には全身をくまなく役立てたいと考える人が多いのですが、角膜提供と重なるときは、一側提眼一側献体で両立しますが、献腎については、献体との両立が難しいので、ご遺族の判断にて、献腎か献体を決めていただきます。

献体の引取りと葬儀や遺骨について

会員死亡の際は、遺族が大学へ連絡することになります。通夜・告別式など、通常の葬儀を行っていただき、寝台自動車でご遺体を引取ります。遺骨を遺族にお返しするまで通常3～4年ほど待ってもらふことになり、毎年6月第3土曜日に遺骨返還式を行い遺族に返還されることとなります。

広報について

会誌「しらゆり金沢」をはじめ広報印刷物を各種用意しています。それらの請求及び献体に関する照会は、金沢大学しらゆり会事務局医学類F棟(B1F)076-265-2495又は、医薬保健系事務部総務課総務係076-265-2105までご連絡ください。

19. 海外渡航について

海外渡航の際（私事の旅行や留学生の一時帰国を含む）は、渡航中の安全確認に必要なため、必ず下記の Web サイトを確認の上、以下の(1)～(5)の手続を行ってください。

(1) 事前研修（危機管理オリエンテーション出席、各種情報収集、必要な予防接種等）

危機管理オリエンテーションへの参加や、下記 Web サイト掲載の動画・資料などを活用して事前学習を十分に行うこと。

※「緊急連絡先（渡航時携帯用）」に必要事項を記入して渡航時に携帯すること。

※各種海外渡航登録（外務省「たびレジ」等）も渡航前に各自で手続きを済ませること。

(2) 「海外渡航届」等の提出

下記 Web サイトを参照し、「海外渡航届」を提出する（出発 4 週間前まで）。

金沢大学公式派遣プログラムに参加する場合は、「参加誓約書」及び「健康状態に関する自己申告書」も提出する。

(3) 海外旅行保険、危機管理サービスへの加入

緊急時の迅速な対応のため、下記 Web サイトを参照し、原則、本学指定の海外旅行保険「学研災付帯海学」及び本学指定の「危機管理サービス」の両方に加入してください。

(4) 渡航中の連絡

渡航中は、定期的に家族や本学プログラム責任者等に連絡や報告を行うこと。

(5) 「帰国届」を提出

下記 Web サイトを参照し、「帰国届」を提出する（帰国後 1 週間以内）。

金沢大学 Web サイト

海外渡航時の保険・危機管理について

金沢大学 Web サイト > 教育 > 国際交流・留学関係 > 国際交流・留学 > 「金沢大学→海外」 > 「危機管理・保険」

<https://www2.adm.kanazawa-u.ac.jp/ryukou/sgu/htdocs/international/risk/index.html>

附属図書館医学図書館

附属図書館医学図書館

1. 開館時間

| | |
|----------|---------------|
| 平日(月～金曜) | 8時30分～22時 |
| 土曜 | 10時～16時(17時)※ |

※閉館時間は月によって異なります。医学図書館 Web サイトにある開館スケジュールで確認してください。ただし、学生の休業期間中は上記時間を変更することがあります。
日曜・祝日も開館する月があります。

2. 休館日

- 1) 日曜日、国民の祝日(ただし、定期試験期間は除く)
- 2) 12月28日～1月3日、夏季一斉休業日(お盆前後の3日間)

その他必要のある場合は、臨時に開館・閉館することがあります。

図書館 Web サイト (URL : <https://library.kanazawa-u.ac.jp/>) で確認してください。

3. サービスカウンター

図書館資料の貸出・返却の際は、サービスカウンターで所定の手続きを受けてください。(自動貸出返却装置でも可能) 資料の所蔵状況や探し方など各種質問も受け付けています。

4. 利用できる資料

主に医学系図書、参考図書(辞典など)、視聴覚資料、雑誌が配架されています。図書は、請求記号順、雑誌は、ABC順に配架されています。

・配架場所は次のとおりです。

- | | |
|-----------|---|
| 1階(閲覧エリア) | 医学系図書、新着の購読雑誌、参考図書(辞典など)、 視聴覚資料(DVD) |
| 3階(書庫) | 利用頻度の低い図書(OPAC plusでは別置4)、古い和雑誌 ※一部未整備のため立ち入りできない箇所あり。 |
| 4階(書庫) | 雑誌(製本雑誌含む) |

5. 蔵書検索

医学図書館の蔵書を含む本学で所蔵する図書・雑誌は、以下の Web サイトから検索できます。

URL : <https://www1.lib.kanazawa-u.ac.jp/> (蔵書検索 OPAC plus)

6. 貸出・返却手続き

| 区分 | 一般図書 | 製本雑誌 | 未製本雑誌 | 基本書・参考書 | 視聴覚資料 |
|----|------|------|-------|---------|-------|
| 冊数 | 5点 | 6点 | 3点 | | 2点 |
| 期間 | 2週間※ | 1週間 | 翌日返却 | 館内利用のみ | 1週間※ |

※更新(延長)1回まで。(延滞罰則中の利用者、雑誌、予約のある図書は更新不可)

図書館 Web サイトの「オンラインサービス」で更新可能です。

※延滞罰則：返却が遅れると遅れた日数分だけ貸出停止となります。全館(室)で貸出不可となりますのでご注意ください。

図書館資料を借りる時は、学生証が「図書館利用券」となりますので必ずご持参ください。

- 1) 開架図書の貸出・返却手続き

自動貸出・返却装置、または、サービスカウンターで貸出・返却手続きをしてください。

2) 未製本雑誌の貸出・返却手続き

書架から資料を直接取り出し、サービスカウンターで「雑誌借覧証」に必要事項を記入のうえ、学生証と共に図書館職員に提出して借りてください。返却は、翌日までに直接サービスカウンターにお返しください。

3) 図書の予約

利用したい図書館資料が「貸出中」のときは、蔵書検索 OPAC plus の検索結果画面から予約の申し込みをしてください。

7. 資料の取り寄せについて

宝町・キャンパス内に所蔵していない文献資料については、学内外の所蔵機関から取り寄せることができます。本の取り寄せには郵送料が、コピー依頼には複写料+郵送料がかかります。図書館 Web サイトの「オンラインサービス」にあるユーザメニュー「ILL 文献複写・図書借用申込」から申し込んでください。
※学内からの取り寄せの場合は、郵送料はかかりません。

8. 館内資料の複写

セルフサービスのコイン式とプリペイドカード式（金大生協にて販売）のコピー機があります。著作権法を遵守のうえご利用ください。（複写料金：モノクロ 1 枚10円、カラー 1 枚50円）

9. 館内施設の利用

1) 研究個室（1階）及びグループスタジオ（2階）の利用

事前に図書館 Web サイトの「オンラインサービス」にあるユーザメニュー「施設予約」から予約してください。部屋の鍵は、利用する直前にサービスカウンターでお受け取りください。

2) ブックラウンジ（1階）及び十全記念スタジオ（2階）のイベント及び展示の利用

事前に医学図書館職員にお問い合わせください。

3) パソコンの利用

2階のオープンスタジオに「PC コーナー」があります。利用するには、「ネットワーク ID」が必要です。パソコンからの印刷は、「オンデマンドプリンタ」で印刷できます。事前に金大生協レジで、ご自身の学生証にチャージしてからご利用ください。

（印刷料金：A4 サイズ：モノクロ 1 枚 5 円、カラー 1 枚15円）

4) 持ち込みパソコンによるインターネットの利用

館内全域で無線 LAN「KAINS-WiFi」が利用できます。

5) 視聴覚資料（DVD）の館内視聴

1階の視聴覚資料用書架の近くに AV ブースが 2 台ありますのでご利用ください。

10. その他

1) 飲食ルール

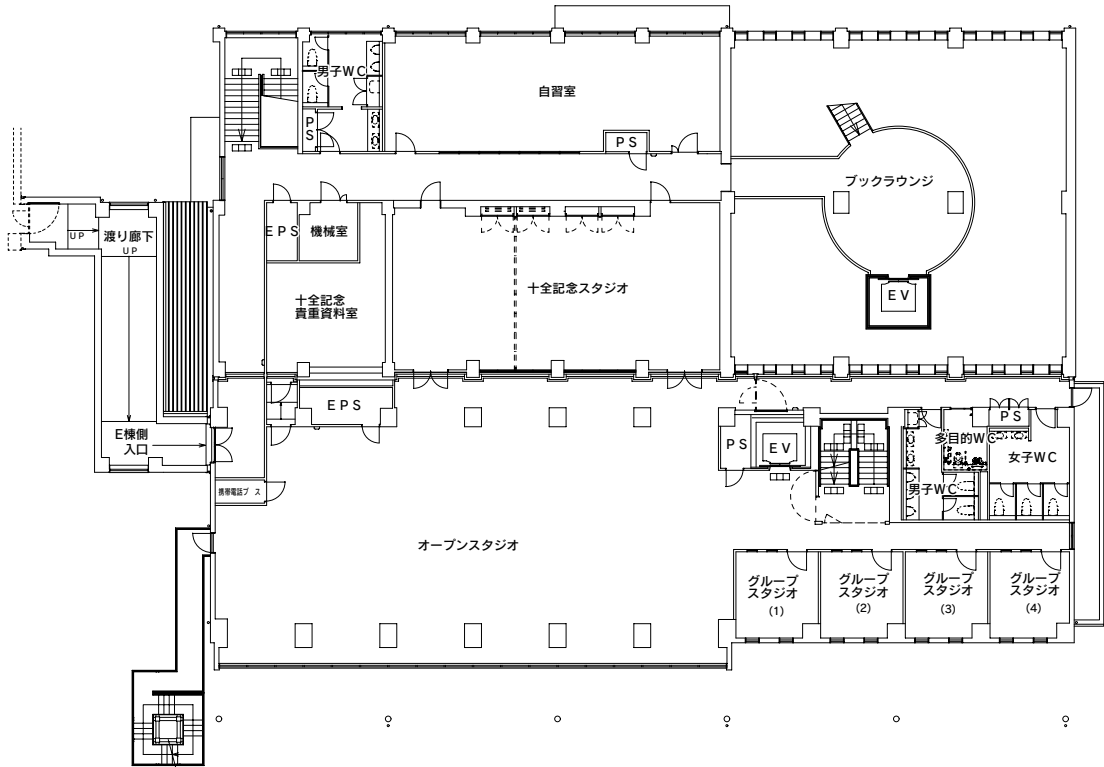
- ・館内では、食事はできません。ただし、ブックラウンジのみ、軽食は可能です。
- ・飲み物は、ペットボトルなど蓋の閉まる容器に限り、持ち込み可能です。

2) その他のマナー

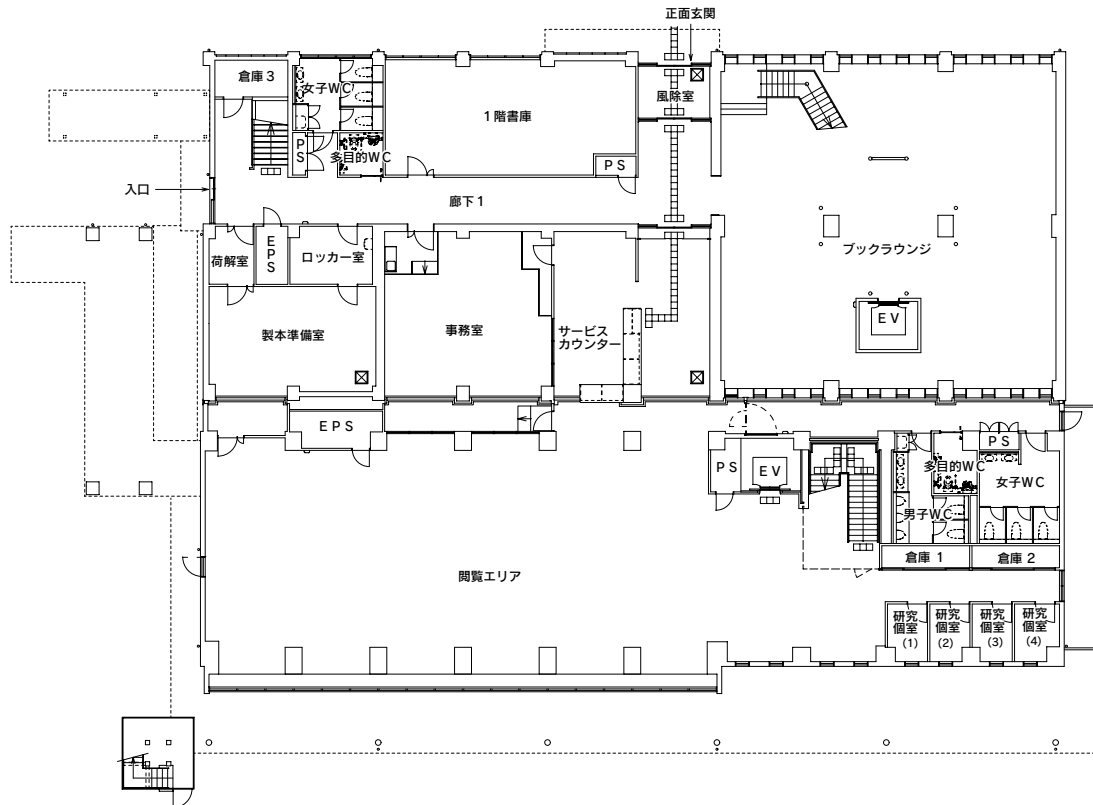
- ・館内では携帯電話の通話は禁止です。携帯電話専用ブースが 2 階のオープンスタジオ奥にありますのでご利用ください。
- ・館内は、喫煙禁止です。

医学図書館フロアマップ

平面図【2階】



平面図【1階】



金沢大学附属図書館利用規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、金沢大学附属図書館規程（以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、金沢大学附属図書館（分館を含む。以下「図書館」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 図書館を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 金沢大学（以下「本学」という。）の学生
- (2) 本学の職員
- (3) 前2号に準ずる者
- (4) 本学の名誉教授

2 次に掲げる者は、申し出により図書館を利用することができる。

- (1) 本学の元職員及び卒業生
- (2) 一般利用者

(利用券の交付)

第3条 附属図書館長又は分館長（以下「館長」という。）は、前条に規定する者で資料の貸出を受けようとする者（以下「利用者」という。）に対し、金沢大学附属図書館利用券（以下「利用券」という。）を交付するものとする。ただし、前条第1項第1号及び第2号に規定する者にあつては、学生証又は職員証をもって利用券とする。

2 前条第2項の利用者で、附属図書館長が共通使用を認めた、金沢市図書館又は金沢美術工芸大学附属図書館が交付した図書館カードを所有する者にあつては、次項の申請を経て、当該図書館カードをもって利用券とすることができる。ただし、図書館が交付する利用券と併用できない。

3 前条第1項第3号、第4号及び第2項の利用者で、利用券の交付を受けようとする者又は前項に規定する図書館カードを利用券としようとする者は、図書館利用申請書に必要な事項を記入の上、身分証明書又はこれに代わるものを提示して、申請を行うものとする。

(利用券の取扱)

第4条 利用券の交付を受けた者は、利用券を他人に転貸してはならない。転貸によって生じた事故の責めは、本人が負わなければならない。

2 利用券を紛失した者は、利用券紛失届により、速やかにその旨を届け出なければならない。

3 利用資格を失った者は、速やかに利用券を返却しなければならない。

(開館時間)

第5条 図書館の開館時間は次のとおりとする。

| 曜 日 | 中央図書館 | 医学系分館 | 自然科学系図書館 |
|--------------------------|---|---------------------------------------|---|
| 月曜日から金曜日まで (国民の祝日は除く) | 午前8時45分から午後10時 (春季、夏季及び冬季の休業期間中は、午後5時)まで | 午前8時30分から午後10時(冬季休業期間中は、午前9時から午後5時)まで | 午前8時45分から午後10時 (春季、夏季及び冬季の休業期間中は、午後5時)まで |
| 土曜日 | 午前9時から午後5時まで | 午前10時から午後4時まで | 午前10時から午後5時まで |
| 日曜日 | 午前9時から午後5時まで | | |

2 館長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 年末年始（12月28日から翌年1月3日まで）
- (3) 本学が別に定める夏季一斉休業日

2 前項に定めるもののほか、医学系分館及び自然科学系図書館は、日曜日を休館日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、館長は必要と認めるときは、臨時に休館日又は開館日を定めることができる。

(館内閲覧)

第7条 規程第3条に掲げる図書館資料（以下「資料」という。）のうち、図書館に備え付けてある資料を閲覧しようとする者は、所定の手続きを経て、所定の場所で閲覧し、閉館時間までに所定の場所に返さなければならない。

2 館長は、閲覧室が非常に混雑している場合等、本学の教育、研究及び学習に支障をきたすおそれがある場合においては、資料の閲覧利用を制限することができる。

(書庫内閲覧)

第8条 利用者は、中央図書館書庫内の資料を閲覧しようとするときは、利用券又は身分証明書等を提出の上、入庫票を身に付け、手荷物をロッカーに入れてから入庫するものとする。

2 書庫内で閲覧できる時間は、閉館時間の30分前までとする。

(自動化書庫内資料の利用)

第9条 利用者は、自然科学系図書館自動化書庫内の資料を利用しようとするときは、所定の手続きを経なければならない。

2 自動化書庫内資料の利用申込みのできる時間は、閉館時間の30分前までとする。

(貴重資料・準貴重資料の閲覧)

第10条 貴重資料・準貴重資料の閲覧及び複写に関し必要な事項は、金沢大学附属図書館貴重資料・準貴重資料利用内規の定めるところによる。

(マイクロ資料の閲覧)

第11条 利用者は、マイクロ資料を閲覧しようとするときは、マイクロ資料室利用申込書により申し込むものとする。

2 マイクロ資料室の利用時間は、平日午前9時から午後5時までとする。

(閲覧の制限)

第12条 次に掲げる場合においては資料の閲覧を制限することができる。

- (1) 資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報が記録されていると認められる場合（当該情報が記録されている部分に限る。）
- (2) 資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合（当該期間が経過するまでの間に限る。）
- (3) 資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は図書館において当該原本が現に使用されている場合

(一般貸出)

第13条 資料の貸出しを受けようとする者は、当該資料に利用券を添えて所定の手続きを経なければならない。

2 資料の貸出しを受けた者は、貸出しを受けた資料を他人に転貸してはならない。

3 資料の貸出しを受けた者は、貸出期間を過ぎた資料がある場合は、全てを返却するまで資料の貸出しを受けることができない。

(一般貸出の対象者)

第14条 一般貸出の対象者は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の学生
- (2) 本学の職員
- (4) 前2号に準ずる者
- (4) 本学の名誉教授
- (5) 金沢大学附属図書館基金への寄附者のうち、寄附者用利用券の交付を受けた者
- (6) 本学の元職員及び卒業生
- (7) 北陸3県内に在住している者、又は石川県内の事業所に通勤する者及び学校に通学する者
- (8) その他館長が許可した者

(一般貸出の冊数及び期間等)

第15条 図書館の貸出冊数及び期間等は、次のとおりとする。

| 対 象 者 | 資料区分 | 中央図書館及び自然科学系図書館 | | 医学系分館 |
|--------------------|-------|-----------------|-------|------------|
| 前条第1号から第4号に規定する利用者 | 図書 | 10点まで | 3週間以内 | 5点まで、2週間以内 |
| | 雑誌 | | 3日以内 | 6点まで、1週間以内 |
| | 視聴覚資料 | | 3週間以内 | 2点まで、1週間以内 |
| 同第5号に規定する利用者 | 図書 | 10点まで | 3週間以内 | 5点まで、2週間以内 |
| | 雑誌 | | 3日以内 | / |
| | 視聴覚資料 | | 3週間以内 | |
| 同第6号から第8号に規定する利用者 | 図書 | 5点まで | 3週間以内 | 5点まで、2週間以内 |
| | 雑誌 | | 3日以内 | / |
| | 視聴覚資料 | | 3週間以内 | |

2 一般貸出の資料は、他に利用を希望する者がいない場合に限り、前項の貸出期間と同一の期間を限度として、中央図書館及び自然科学系図書館では2回、医学系分館では1回更新することができる。ただし、雑誌は、貸出期間を更新することができない。

3 前項の規定による貸出期間は、更新を申し込んだ日の翌日から起算する。

(一般貸出の特例)

第16条 前条第1項の規定にかかわらず、第14条第1号から第4号までに規定する利用者の春季、夏季及び冬季の各休業期間中の一般貸出による貸出期間は、その都度定めるものとする。

(一般貸出の予約)

第17条 利用者は、一般貸出を希望する資料が既に貸し出されている場合、所定の手続きを行い当該資料の一般貸出を予約することができる。

(禁帯出の資料)

第18条 一般貸出から除外する資料は、次のとおりとする。

- (1) 参考図書
- (2) 貴重資料・準貴重資料
- (3) 新着の雑誌（次号が未発行であり、かつ発行後3ヶ月を経過していないもの）
- (4) 貸出しを行わないことを条件に購入、寄贈又は寄託により受入れた資料
- (5) 図書館の業務上必要な資料
- (6) その他館長が指定した資料

2 前項に定めるもののほか、医学系分館の次の資料は第14条第5号から第8号までに規定する利用者の一般貸出から除外する。

- (1) 雑誌
 - (2) 視聴覚資料
- (一般貸出の停止)

第19条 一般貸出の貸出期間内に返却しない者については、当該資料が返却されるまでの期間及び当該資料が返却された日から30日を限度として、延滞日数と同一の日数の期間、一般貸出を停止する。

(返却)

第20条 利用者は、貸出しを受けた資料を貸出期間内に返却しなければならない。

- 2 利用者は、利用資格を失ったときには、貸出しを受けた資料を直ちに返却しなければならない。
 - 3 館長が特に必要と認めたときは、貸出期間中であっても資料の点検又は返却を求めることがある。
- (研究用貸出)

第21条 本学の部局、コース、専攻等（以下「研究室等」という。）又は教員は、教育・研究上次の各号の資料を常時必要とするときは、所定の手続きを経て、貸出しを受けることができる。

- (1) 研究室等又は教員が選定し、購入した資料
- (2) 研究室等又は教員を通じて図書館に寄贈された資料
- (3) 館長が特別の事情があると認めた資料

2 研究室等又は教員は、次の各号のいずれかに該当する場合、前項により貸出しを受けた資料を返却しなければならない。

- (1) 研究室等が統合又は廃止されたとき
- (2) 教員が転任又は退職したとき

(研究用借受資料の取扱責任者)

第22条 前条により資料の貸出しを受けようとする研究室等は、借受資料の取扱責任者を定めた上で手続きを行わなければならない。

(研究用借受資料の閲覧)

第23条 第21条第1項により資料の貸出しを受けた研究室等の取扱責任者又は教員は、他に当該借受資料の閲覧を希望する者がいるときは、支障のない範囲内で便宜を与えなければならない。

(施設及び設備の利用)

第24条 第2条第1項に規定する利用者は、所定の手続きを経て、図書館の施設又は設備を利用することができる。

(参考調査の依頼)

第25条 利用者は、学習、教育又は研究上必要とする学術情報又は関係資料等について、次の各号に定める参考調査を図書館に依頼することができる。

- (1) 文献の所在調査
- (2) 文献の書誌的事項に関する調査
- (3) 特定主題に関する事項調査
- (4) その他学術情報に関する調査

(文献の複写及び撮影)

第26条 利用者は、学習、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限り、資料の複写又は撮影を図書館に依頼することができる。

2 前項の複写又は撮影に関し必要な事項は、金沢大学附属図書館文献複写規程及び金沢大学附属図書館貴重資料・準貴重資料利用内規に定めるところによる。

(相互協力)

第27条 第2条第1項に規定する利用者は、学習、教育又は研究の用に供する場合に限り、所定の手続きを経て、他大学等の図書館の利用又はそれらの図書館の資料の利用の斡旋を図書館に依頼することができる。

2 利用者は、他大学等の図書館（以下「貸出館」という）から借り受けた資料（デジタル化送信資料を含む。）について、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 利用者は、貸出館の定める貸出の条件に従わなくてはならない。

(2) 利用者は、国立国会図書館が複写可能と指定した資料（デジタル化送信資料を含む。）の複写を希望する場合は、係員に複写物の作成を求めなければならない。

(3) 利用者は、借り受けた資料を指定された期限までに必ず返却しなければならない。また、貸出館から要求があれば期限前であっても直ちに返却しなければならない。

(4) 利用者は、資料の利用に要した経費を負担しなければならない。

3 館長は、本学以外の研究・教育機関等から、図書館及び資料の利用並びに参考調査についての依頼があった場合には、これに応ずることができる。

(遵守事項)

第28条 利用者は、図書館内においては、係員の指示に従うとともに、次の事項を守らなければならない。

(1) 資料、機器又は施設を汚損、き損しないこと。

(2) 施設の利用にあたり、許可された目的以外の用途に使用しないこと。

(3) 掲示又は張り紙をしないこと。

(4) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。

(5) その他他の利用者に迷惑をかける行為をしないこと。

2 利用者は、図書館に関する規程、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律及び金沢大学情報セキュリティに関する規程等を遵守しなければならない。

(弁償責任)

第29条 利用者は、資料、機器又は設備を紛失し、汚損し、又はき損したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

2 館長は、前項の者に対して弁償を求めることができるものとする。

(罰則)

第30条 館長は、図書館に関する規程等又は係員の指示に従わない者に対し、図書館の利用を停止し、又は禁止することができる。

(目録等の備付け)

第31条 図書館資料を利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規程を常時閲覧室に備え付けるものとする。

(個人情報の漏えい防止)

第32条 図書館資料に記録されている個人情報(公文書等の管理に関する法律施行令第4条第5号で規定する個人情報をいう。)については、国立大学法人金沢大学個人情報管理規程の規定に準じて、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(雑則)

第33条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月9日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

医 学 類 概 要

1. 金沢大学医薬保健学域医学類沿革

医学類の前身は、遠く旧加賀藩時代の文久2年(1862)3月から開所した彦三種痘所にその源を發し、慶応3年(1867)の養生所、明治3年(1870)の医学館、明治12年(1879)金沢医学校、明治17年文部省指定石川県甲種医学校、明治20年第四高等中学校医学部、明治27年第四高等学校医学部、明治34年金沢医学専門学校、大正12年金沢医科大学と幾多の変遷を重ね、昭和24年金沢大学の創設により医学部となり、平成20年4月には学域再編により医薬保健学域医学類となった。なお、昭和30年7月大学院医学研究科(博士課程)が設置された。以下その概略は次のとおりである。

| | | |
|-------------|-----|---|
| 文久2年(1862) | 3月 | 加賀藩は金沢彦三八番丁に種痘所を設けた。 |
| 慶応3年(1867) | 6月 | 前田慶寧藩主、卯辰山に養生所を設けた。 (薬圃を付設する) |
| 明治3年(1870) | 2月 | 金沢市大手町に藩立の金沢医学館が設置され、卯辰山養生所の医学生を移し、授業を開始した。(医学館・病院開設) |
| 明治8年(1875) | 8月 | 金沢医学館は県立となり石川県金沢病院と改称した。 |
| 明治9年(1876) | 8月 | 病院を分離し、医教育部は医学所に、医療部は金沢病院と改称した。 |
| 明治12年(1879) | 11月 | 医学所に福井、富山の両医学所を合併し金沢医学校と改称した。 |
| 明治17年(1884) | 1月 | 金沢医学校は医学校通則に基づき、甲種医学校に昇格した。 |
| 明治18年(1885) | 1月 | 内科・外科の他に眼科・産婦人科を置き、石川県甲種医学校は4大学科を整備するに至る。 |
| 明治20年(1887) | 8月 | 第四高等中学校医学部を金沢に設置した。 |
| 明治21年(1888) | 1月 | 石川県甲種医学校を廃止した。 |
| 明治27年(1894) | 4月 | 高等学校令の公布により、第四高等中学校医学部を第四高等学校医学部と改称した。 |
| 明治34年(1901) | 4月 | 第四高等学校医学部が分立し、金沢医学専門学校となった。 |
| 大正12年(1923) | 4月 | 勅令により官立医科大学官制が改正され、金沢医科大学となり、附属医学専門部及び附属薬学専門部を置いた。 |
| 昭和14年(1939) | 5月 | 勅令により臨時附属医学専門部が設置され6月から授業を開始した。 |
| 昭和17年(1942) | 3月 | 結核研究所が設置された。 |
| 昭和24年(1949) | 5月 | 国立学校設置法(法律第150号)の公布により金沢大学医学部となった。同時に以前の勅令によって設置された金沢医科大学、金沢医科大学臨時附属医学専門部を包括し、附属病院、附属看護婦養成施設を置いた。 |
| " | 5月 | 石坂伸吉教授が金沢大学医学部長兼金沢大学金沢医科大学長兼同大学臨時附属医学専門部長になった。 |
| " | 7月 | 理学的診療医学を放射線医学に改称した。 |
| 昭和25年(1950) | 4月 | 公衆衛生学を新設した。 |
| 昭和26年(1951) | 3月 | 金沢医科大学附属薬学専門部を廃止した。 |
| 昭和27年(1952) | 3月 | 国立学校設置法の一部改正により、金沢医科大学附属医学専門部を廃止した。 |
| 昭和28年(1953) | 8月 | 解剖学第三・整形外科学を新設した。 |
| 昭和29年(1954) | 4月 | 谷友次教授が医学部長及び金沢医科大学長になった。 |
| " | 12月 | 生理学第二を新設した。 |
| 昭和30年(1955) | 4月 | 金沢大学医学部進学課程を設置した。 |

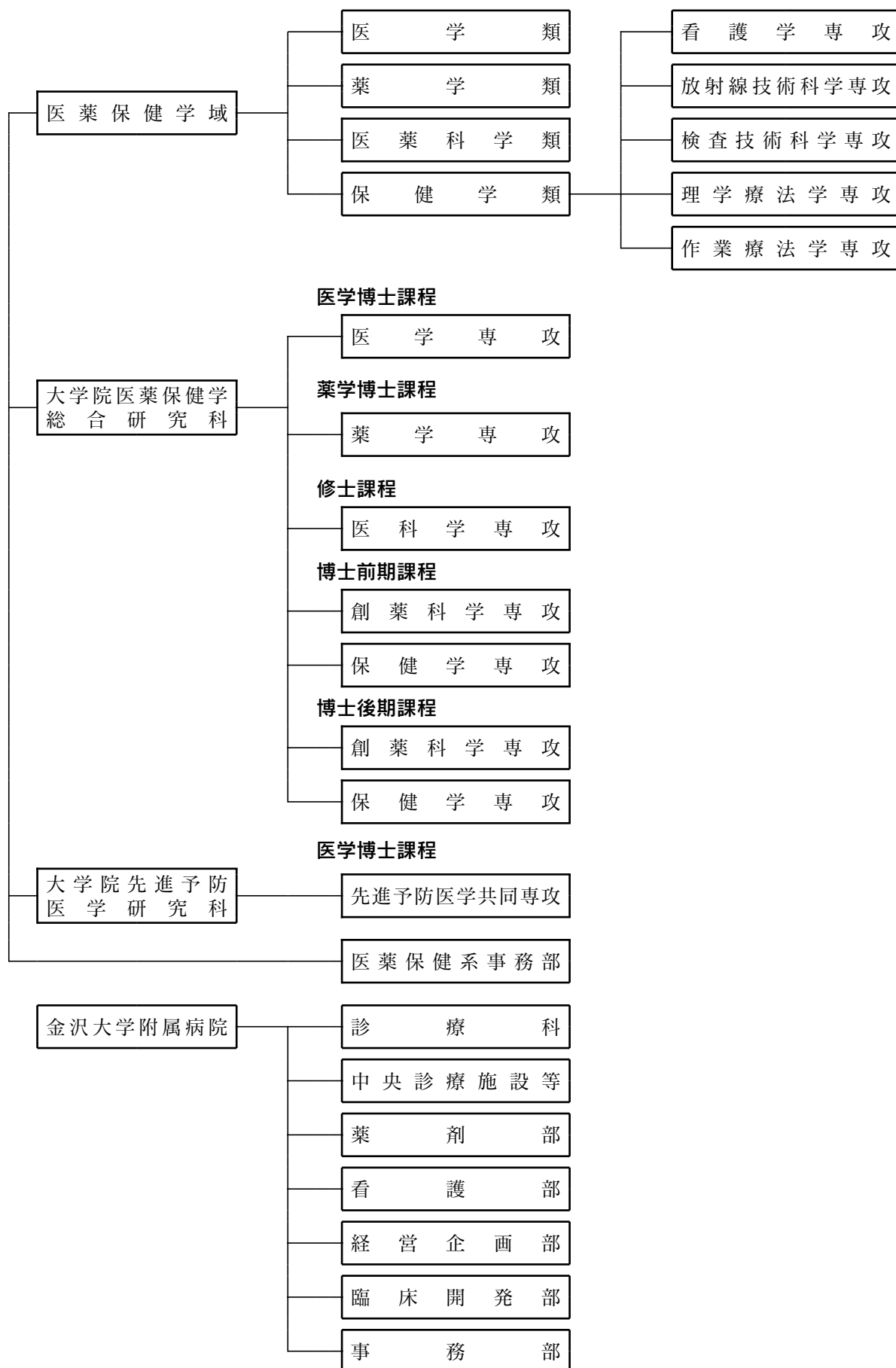
| | | |
|-------------|-----|--|
| 昭和30年(1955) | 6月 | 皮膚泌尿器科学を皮膚科学と泌尿器科学に分離した。 |
| " | 7月 | 国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令の一部を改正する政令(政令第106号, S30.4.1適用)により医学研究科を置いた。 |
| 昭和31年(1956) | 4月 | 医動物学を設置した。泉仙助教授が医学部長及び金沢医科大学長になった。 |
| 昭和33年(1958) | 3月 | 医学部附属助産婦学校を設置した。 |
| " | 4月 | 大谷佐重郎教授が医学部長及び金沢医科大学長になった。 |
| 昭和35年(1960) | 3月 | 法律第16号(S35.4.1施行)により本学に包括の「金沢医科大学」を廃止した。 |
| " | 4月 | 岡本肇教授が医学部長になった。 |
| " | 5月 | 精神神経科学を神経精神医学に改称した。 |
| 昭和36年(1961) | 4月 | 医学部附属がん研究施設を設置した。 |
| 昭和38年(1963) | 4月 | 倉知與志教授が医学部長になった。 |
| " | 4月 | 岐阜県上宝村に高原温泉研究所を開設した。 |
| " | 4月 | 医化学を生化学第一と第二に分離した。 |
| " | 7月 | 記念講堂(十全講堂と命名)が竣工した。 |
| " | 8月 | 現在地において新校舎が竣工した。 |
| 昭和39年(1964) | 2月 | 国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令が制定され医学部は1学科28講座になった。 |
| 昭和40年(1965) | 4月 | 麻酔学を新設した。 |
| 昭和41年(1966) | 4月 | 脳神経外科学を新設した。 |
| " | 11月 | 医学部実験研究棟5,863㎡,解剖棟949㎡が竣工した。 |
| 昭和42年(1967) | 4月 | 井上剛教授が医学部長になった。 |
| " | 6月 | 医学部附属神経情報研究施設(神経情報伝達部門)を設置した。 |
| " | 6月 | 金沢大学がん研究所発足に伴い,医学部附属がん研究施設を廃止した。 |
| 昭和43年(1968) | 4月 | 内科学第三を新設した。 |
| " | 12月 | 医学部校舎第2期工事6,045㎡が竣工した。 |
| 昭和44年(1969) | 4月 | 石崎有信教授が医学部長になった。 |
| " | 11月 | 医学図書館が竣工した。 |
| 昭和46年(1971) | 3月 | 臨床講義棟563㎡の新築工事が竣工した。 |
| " | 4月 | 豊田文一教授が医学部長になった。 |
| 昭和47年(1972) | 5月 | 核医学を新設した。 |
| 昭和48年(1973) | 3月 | 医療技術短期大学部の設置に伴い,医学部附属衛生検査技師学校を廃止した。 |
| " | 4月 | 高瀬武平教授が医学部長になった。 |
| 昭和49年(1974) | 3月 | 医療技術短期大学部の設置に伴い,医学部附属看護学校及び診療放射線技師学校を廃止した。 |
| 昭和50年(1975) | 7月 | 高原温泉研究所を廃止した。 |
| 昭和51年(1976) | 4月 | 梶川欽一郎教授が医学部長になった。 |
| " | 5月 | 附属神経情報研究施設に神経物性研究部門を設置した。 |
| " | 5月 | 附属動物実験施設を設置した。 |
| " | 5月 | 医動物学を寄生虫学に改称した。 |
| 昭和52年(1977) | 4月 | 医療技術短期大学部に専攻科助産婦学特別専攻が設置されたことに伴い医学部附属助産婦学校を廃止した。 |
| 昭和53年(1978) | 7月 | 附属動物実験施設棟4,238㎡の新築工事が竣工した。 |

| | | |
|-------------|-----|---|
| 昭和55年(1980) | 4月 | 本陣良平教授が医学部長になった。 |
| 昭和57年(1982) | 4月 | 歯科口腔外科学を新設した。 |
| 昭和59年(1984) | 4月 | 西田尚紀教授が医学部長になった。 |
| 昭和60年(1985) | 3月 | 宝町地区課外活動共同施設棟651㎡の新築工事が竣工した。 |
| 昭和61年(1986) | 4月 | 山本信二郎教授が医学部長になった。 |
| " | 4月 | 臨床検査医学を新設した。 |
| 昭和63年(1988) | 4月 | 正印達教授が医学部長になった。 |
| 平成2年(1990) | 1月 | 岡田晃教授が医学部長になった。 |
| " | 6月 | 麻酔学を麻酔・蘇生学に改称した。 |
| 平成3年(1991) | 4月 | 神経内科学を新設した。 |
| 平成4年(1992) | 1月 | 竹田亮祐教授が医学部長になった。 |
| 平成6年(1994) | 1月 | 山本長三郎教授が医学部長になった。 |
| 平成7年(1995) | 10月 | 医療技術短期大学部を改組し、保健学科を設置した。 |
| 平成8年(1996) | 1月 | 松田保教授が医学部長になった。 |
| " | 5月 | 医学科に国際医療保健学及び国際環境保健学を新設した。 |
| " | 8月 | 中西功夫教授が医学部長になった。 |
| 平成10年(1998) | 4月 | 附属神経情報研究施設を改組し、医学研究科に分子情報医学系専攻(独立)を設置した。 |
| " | 8月 | 中村信一教授が医学部長になった。 |
| 平成12年(2000) | 4月 | 救急医学を新設した。 医学研究科に保健学専攻修士課程を設置し、医学研究科は医学系研究科となった。 |
| 平成12年(2000) | 8月 | 馬淵宏教授が医学部長になった。 |
| 平成13年(2001) | 4月 | 大学院専攻の整備(大学院講座の設置)を行った。 |
| 平成14年(2002) | 3月 | 医学系研究科に寄附講座「補完代替医療学講座」を新設した。(平成19年2月28日まで) |
| " | 4月 | 医学系研究科に保健学専攻博士後期課程(後期3年)を設置し、従前の修士課程は博士前期課程となった。 |
| " | 8月 | 福田龍二教授が医学部長になった。 |
| 平成15年(2003) | 4月 | 附属動物実験施設が学際科学実験センター(全学施設)に改組された。 |
| " | 9月 | 医学系研究科に寄附講座「生活習慣病講座(石川県)」を新設した。(平成17年(2005)3月まで) |
| 平成16年(2004) | 4月 | 国立大学の法人化により、金沢大学は国立大学法人金沢大学となった。 |
| " | 8月 | 山本博教授が医学系研究科長に、古川仞教授が医学部長になった。 |
| 平成17年(2005) | 4月 | 医学系研究科に医科学専攻修士課程を設置した。 |
| " | 4月 | 医学系研究科保健学専攻の整備(大学院講座の設置)を行った。 |
| " | 4月 | 医学系研究科に寄附講座「脂質研究講座」を新設した。(平成26年3月31日まで) |
| " | 6月 | 金沢大学(宝町)総合研究棟改修工事施設整備等事業が始まった。(平成31年3月31日まで) |
| " | 10月 | 医学系研究科に寄附講座「地域医療学講座(石川県)」を新設した。(平成19年9月30日まで) |

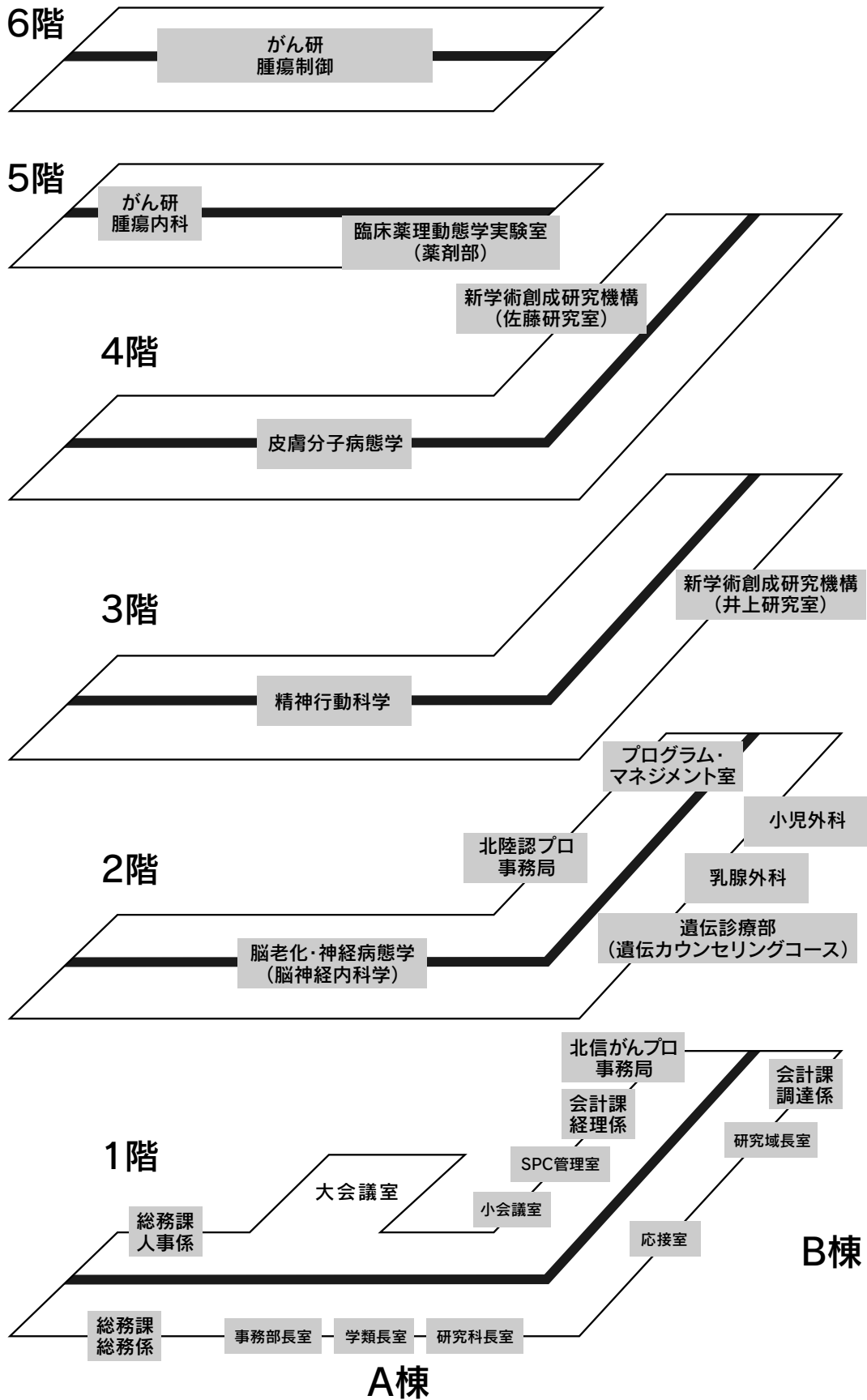
| | | |
|-------------|-----|---|
| 平成18年(2006) | 3月 | 新・解剖棟(1,273㎡)が竣工した。十全講堂の改修工事が完了した。旧グラウンドに仮設立体駐車場(400台収容)が竣工した。 |
| " | 4月 | 中沼安二教授が医学系研究科長に、金子周一教授が医学部長になった。 |
| " | 12月 | 医学系研究科に寄附講座「地域連携腫瘍内科学講座」を新設した。(平成23年11月30日まで) |
| 平成19年(2007) | 3月 | 医学系研究科に寄附講座「臨床研究開発補完代替医療学講座」を新設した。(2020年3月31日まで) |
| " | 11月 | 金沢大学(宝町)総合研究棟改修工事施設整備等事業の建物等改修工事が終了した。 |
| 平成20年(2008) | 4月 | 医学部は薬学部と統合し医薬保健学域に、医学科は医学類に変更となった。山本博教授が医薬保健学域長(兼医薬保健研究域長)、中沼安二教授が医学系研究科長及び医学系長に、金子周一教授が医学類長(兼医学部長)になった。 |
| 平成21年(2009) | 4月 | 医学系研究科に寄附講座「周生期医療専門医養成講座」を新設した。(平成26年3月31日まで) |
| " | 8月 | 医学系研究科に寄附講座「地域医療教育学講座」を新設した。(寄附者:石川県)(平成24年3月31日まで) |
| " | 8月 | 医学系に「医学教育研究センター」を新設した。 |
| " | 10月 | 医学系研究科に寄附講座「先進運動器医療創成講座」を新設した。(2021年9月30日まで) |
| 平成22年(2010) | 4月 | 松井修教授が医学系研究科長及び医学系長に、井関尚一教授が医学類長(兼医学部長)になった。 |
| " | 4月 | 医学系研究科に創薬科学専攻博士前期課程を設置した。 |
| " | 8月 | 医学系研究科に寄附講座「地域医療がん内科学・糖尿病学講座」、「地域医療循環・栄養・代謝学講座」、「地域医療心肺・総合外科学講座」、「地域医療がん外科学講座」、「地域医療救急・整形外科学講座」を新設した。(平成26年3月31日まで) |
| 平成23年(2011) | 12月 | 医学系研究科に寄附講座「地域呼吸器症候学講座」を新設した。(2021年11月30日まで) |
| 平成24年(2012) | 2月 | 総合研究棟(1期)が竣工した。 |
| 平成24年(2012) | 4月 | 医学系研究科は医薬保健学総合研究科に改組し、薬学専攻博士課程及び創薬科学専攻博士後期課程を設置した。 |
| " | 4月 | 井関尚一教授が医薬保健学域長(兼医薬保健研究域長)に、山本博教授が医薬保健学総合研究科長(兼医学系研究科長)及び医学系長に、山本健教授が医学類長(兼医学部長)になった。 |
| 平成25年(2013) | 3月 | 医学図書館の改修工事が竣工した。 |
| | 4月 | 医薬保健学総合研究科に寄附講座「先進画像医学研究教育講座」を新設した。(平成28年3月31日まで) |
| 平成26年(2014) | 4月 | 金子周一教授が医薬保健学総合研究科長(兼医学系研究科長)及び医学系長に、多久和陽教授が医学類長(兼医学部長)になった。 |
| " | 4月 | 医薬保健学総合研究科に寄附講座「幹細胞代謝学講座」、「先進的地域医療研究講座」を設置した。(幹細胞代謝学講座:平成29年3月31日まで。先進的地域医療研究講座:平成31年3月31日まで) |

| | | |
|-------------|-----|---|
| 平成27年(2015) | 4月 | 医学部記念館の改修工事が終了した。 |
| 平成28年(2016) | 2月 | 十全講堂の改修工事が終了した。 |
| 平成28年(2016) | 4月 | 脳医科学専攻, がん医科学専攻, 循環医科学専攻, 環境医科学専攻は医学専攻に改組した。 |
| " | 4月 | 先進予防医学研究科を設置した。 |
| " | 4月 | 金子周一教授が医薬保健学域長(兼医薬保健研究域長)に, 堀修教授が医薬保健学総合研究科長(兼医学系研究科長)に, 多久和陽教授が医学系長及び医学類長(兼医学部長)になった。 |
| " | 4月 | 医学博士課程に大学院先進予防医学研究科先進医学共同専攻を設置した。中村裕之教授が先進予防医学研究科長になった。 |
| " | 4月 | 医薬保健学総合研究科に寄附講座「未病長寿医学講座」を設置した。(2022年3月31日まで) |
| 平成29年(2017) | 4月 | 先進予防医学研究科に寄附講座「システム代謝学講座」を設置した。(2020年3月31日まで) |
| 平成30年(2018) | 4月 | 中村裕之教授が医薬保健学域長(兼医薬保健研究域長)に, 堀修教授が医薬保健学総合研究科長(兼医学系研究科長)に, 和田隆志教授が医学系長及び医学類長になった。 |
| " | 4月 | 市村宏教授が先進予防医学研究科長になった。 |
| " | 10月 | 医薬保健学総合研究科に寄附講座「地域未来医療整形外科学講座」を設置した。(2023年9月30日まで) |
| 平成31年(2019) | 4月 | 先進予防医学研究科に寄附講座「機能画像人工知能学講座」(2023年3月31日まで), 医薬保健学総合研究科に寄附講座「認知症先制医学講座」を設置した。(2022年3月31日まで) |
| 令和元年(2019) | 11月 | 医薬保健学総合研究科に共同研究講座「消化器がん精密医療学共同研究講座」を新設した。(2022年10月30日まで) |
| 令和2年(2020) | 4月 | 田嶋敦教授が先進予防医学研究科長に, 杉山和久教授が医学系長及び医学類長になった。 医薬保健学総合研究科に共同研究講座「社会薬物学共同研究講座」を新設した。(2023年3月31日まで) |
| 令和2年(2020) | 7月 | 医薬保健学総合研究科に寄附講座「包括的IgG4関連免疫学講座」, 「地域連携呼吸器内科学講座」を設置した。(2022年6月30日まで) |

2. 医薬保健学域機構図

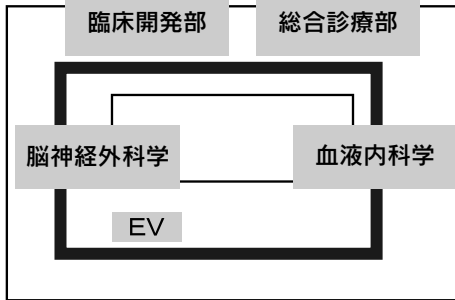


医学類A・B棟 案内図

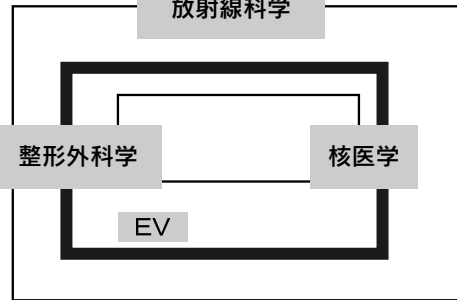


医学類C棟（総合研究棟）

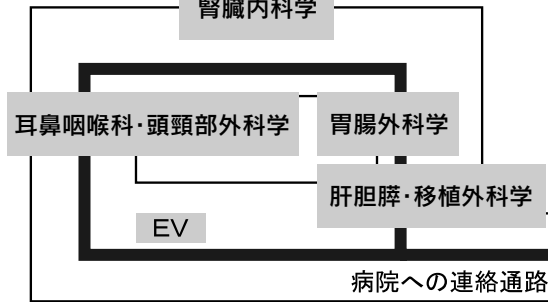
4階



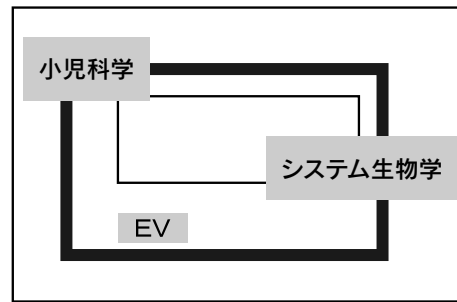
7階



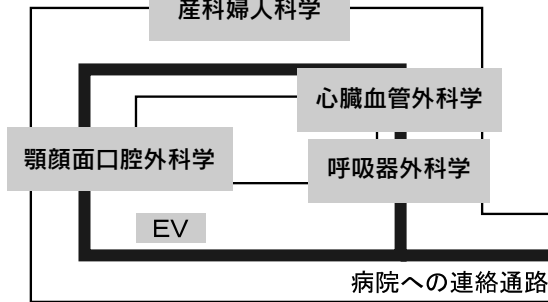
3階



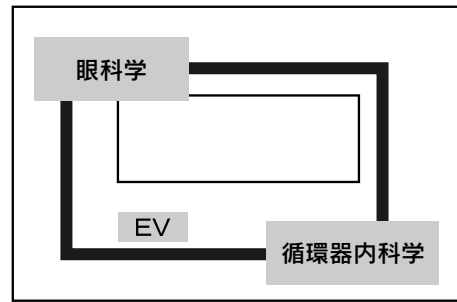
6階



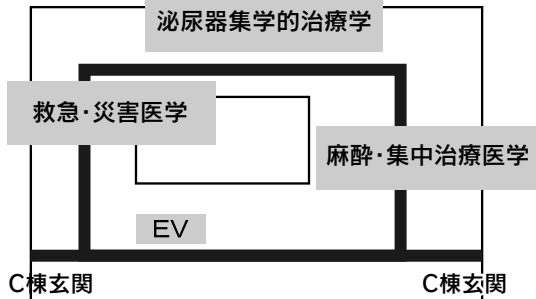
2階



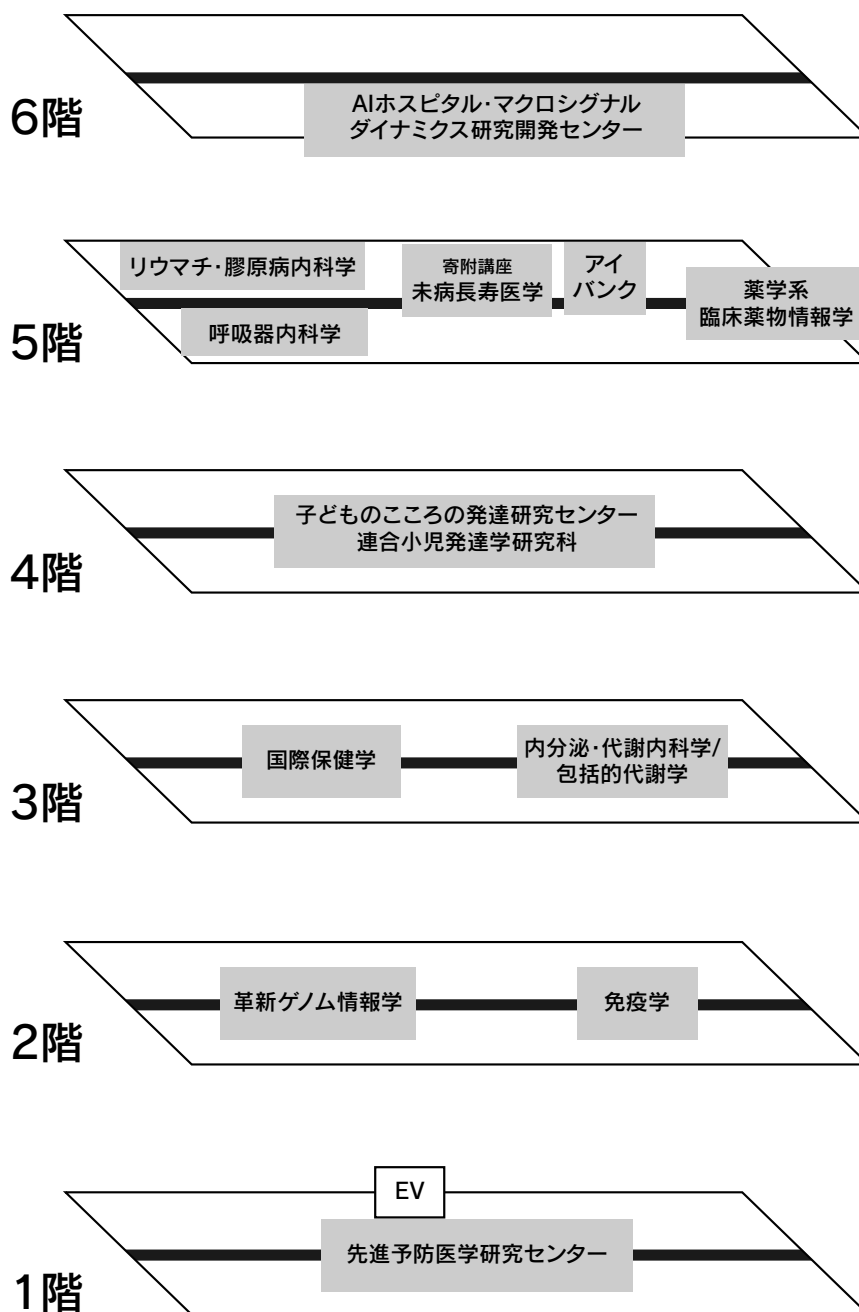
5階



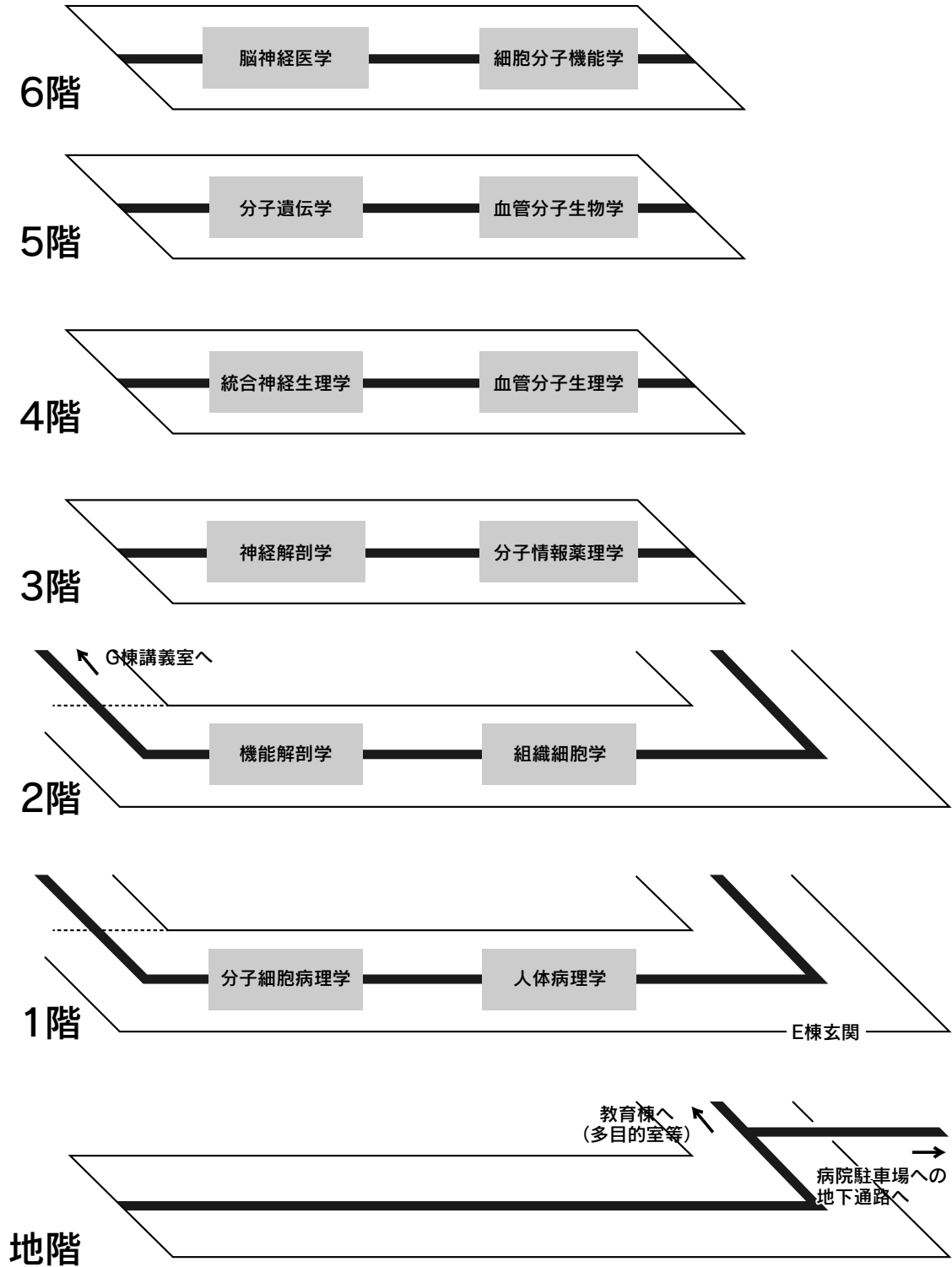
1階



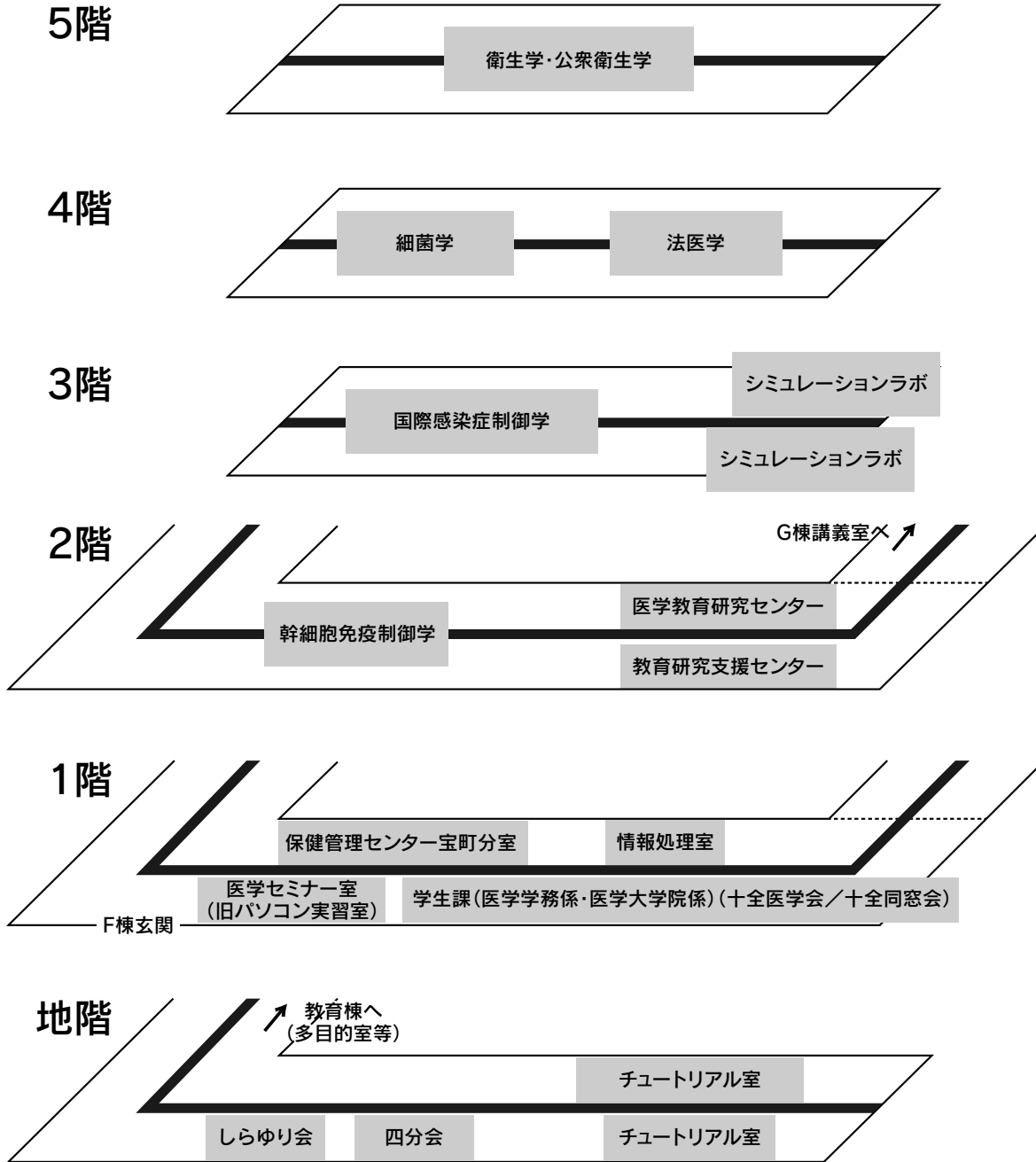
医学類D棟（D棟正面からみて）



医学類E棟（E棟正面からみて）



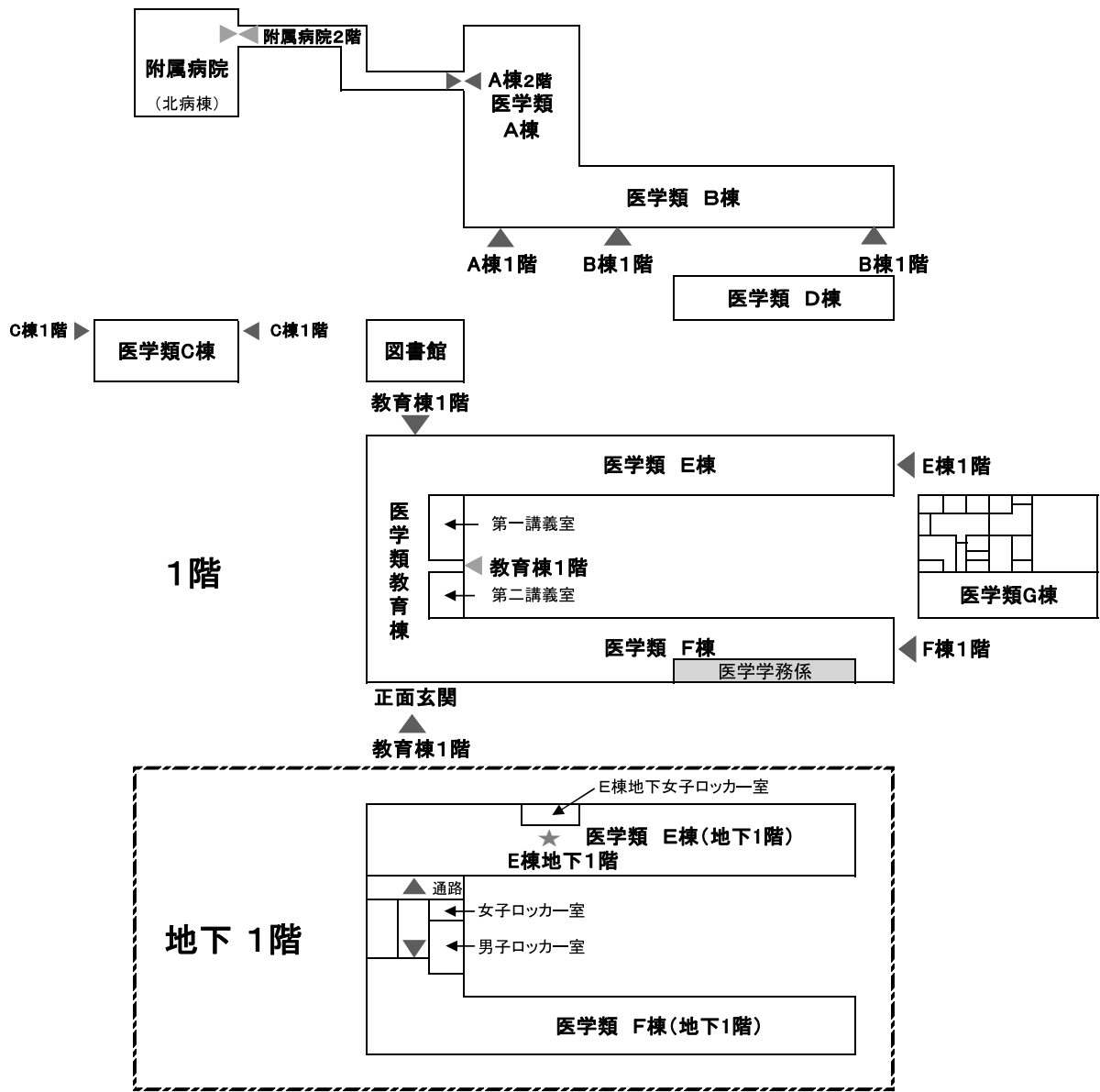
医学類F棟（F棟正面からみて）



学生証解錠可能扉案内図

【医学類生用】

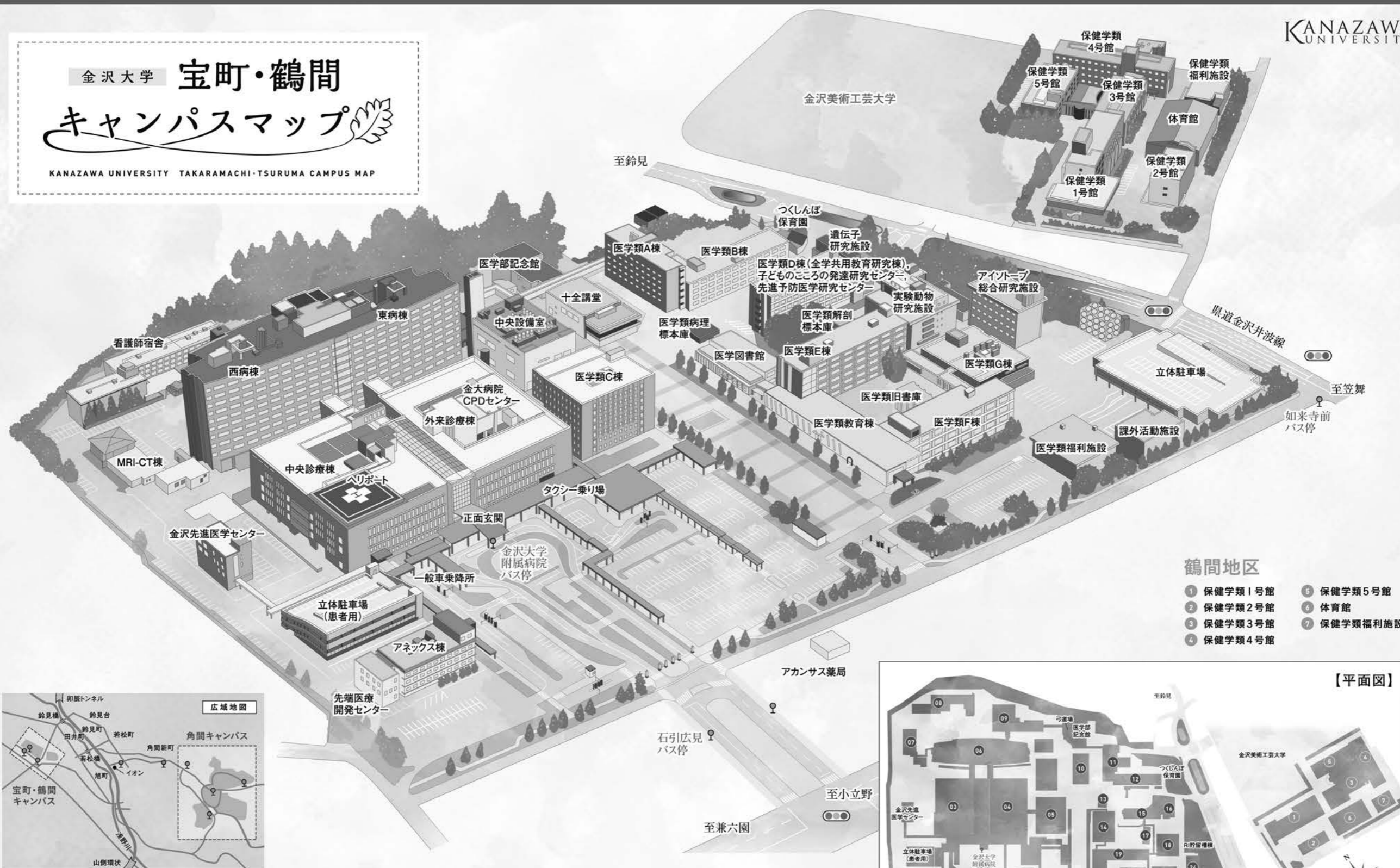
- ・ 学生証を使用して以下の扉の解錠ができます。
 - ▲ 21時～7時まで施錠の扉を解錠できます。
 - ▲ 常時施錠の扉を解錠できます。
 - ★ E棟女子ロッカー室を利用している学生のみ解錠できます。
- ・ 下記以外で、鶴間地区の小立野体育館が解錠ができます。
- ・ 学生証にはICチップが内臓されているので取扱いには充分ご注意ください。



金沢大学 宝町・鶴間 キャンパスマップ

KANAZAWA UNIVERSITY TAKARAMACHI-TSURUMA CAMPUS MAP

KANAZAWA UNIVERSITY

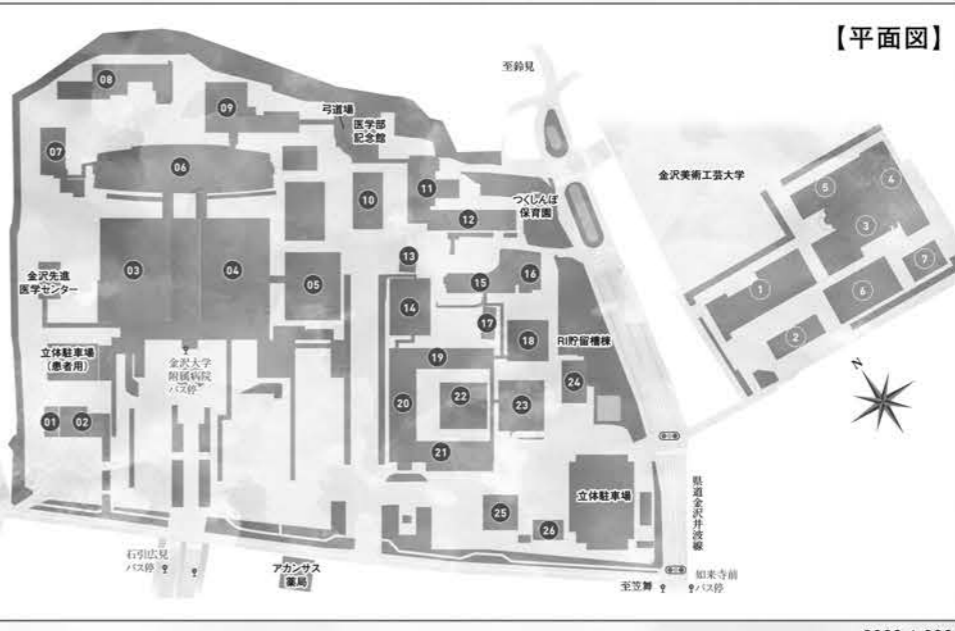


鶴間地区

- ① 保健学類1号館
- ② 保健学類2号館
- ③ 保健学類3号館
- ④ 保健学類4号館
- ⑤ 保健学類5号館
- ⑥ 体育館
- ⑦ 保健学類福利施設

宝町地区

- ① 先端医療開発センター
- ② アネックス棟
- ③ 中央診療棟
- ④ 外来診療棟, 金大病院CPDセンター
- ⑤ 医学類C棟
- ⑥ 病棟(西病棟/東病棟)
- ⑦ MRI-CT棟
- ⑧ 看護師宿舎
- ⑨ 北病棟
- ⑩ 十全講堂
- ⑪ 医学類A棟
- ⑫ 医学類B棟
- ⑬ 医学類病理標本庫
- ⑭ 医学図書館
- ⑮ 医学類D棟(全学共用教育研究棟), 子どものこころの発達研究センター, 先進予防医学研究センター
- ⑯ *遺伝子研究施設
- ⑰ 医学類解剖標本庫
- ⑱ *実験動物研究施設
- ⑲ 医学類E棟
- ⑳ 医学類教育棟
- ㉑ 医学類F棟
- ㉒ 医学類旧書庫
- ㉓ 医学類G棟
- ㉔ *アイトープ総合研究施設
- ㉕ 医学類福利施設
- ㉖ 課外活動施設



〒 920-8640 金沢市宝町 13 番 1 号

金沢大学医薬保健学域医学類

医薬保健系事務部学生課医学学務係（事務担当）

TEL : 076-265-2127 FAX : 076-234-4208

E-mail : t-igaku1@adm.kanazawa-u.ac.jp

URL : <http://www.med.kanazawa-u.ac.jp/index.html>